障がい者支援課

障がい者支援課

R8年度予算(千円)　一般会計　21,872,645　（うち、R7予算繰越分2,220,036）
（一般財源 18,720,847）

長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計　466,724（一般会計繰入金 90,608）

【施策体系】

誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県

	（主要事業）	（予算額:千円）
障がいへの理解と権利擁護の推進	1 障がい福祉啓発推進事業	889
	2 手話普及関連事業	2,169
	3 障がい者ふれあい支援事業	700
	4 障がい者社会参加推進センター設置事業	5,772
	5 信州あいサポート運動推進事業	4,641
	6 障がい者虐待防止対策支援事業	6,010
	7 障がい者共生社会づくり体制整備事業	6,285
地域生活の充実	8 社会福祉施設等整備事業	305,501 （R7予算繰越分119,524）
	9 市町村地域生活支援事業	311,073
	10 重度障害者市町村特別支援事業	1,158
	11 障がい児(者)居宅介護事業（障害者自立支援給付費）	1,313,671
	12 障がい児(者)短期入所事業（障害者自立支援給付費）	170,578
	13 補装具交付・修理事業（障害者自立支援給付費）	107,558
	14 施設訓練等事業（障害者自立支援給付費）	8,843,130
	15 障がい者グループホーム運営事業（障害者自立支援給付費）	1,896,452
	16 障害児施設措置費及び障害児施設給付費等	3,038,034
	17 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業	5,624 （R7予算繰越分5,624）
	18 障害福祉分野における生産性向上推進総合事業	20,511 （R7予算繰越分2,415）
	19 福祉系高校修学資金返還充当資金等貸付事業	1,644
	20 西駒郷運営事業	350,968 （R7予算繰越分5,115）
	21 信濃学園運営事業	226,466 （R7予算繰越分1,601）
	22 総合リハビリテーションセンター運営事業	1,861,442
	23 心身障害者扶養共済事業(特別会計)	466,724
	24 特別障害者手当等給付事業	165,547
	25 特別児童扶養手当給付事業	31,707
	26 障がい者相談支援事業	198,041
	27 相談支援給付事業（障害者自立支援給付費）	332,907
	28 身体障害者更生相談事業	12,563
	29 知的障害者更生相談事業	5,694
安全で暮らしやすい地域づくり	30 福祉就労強化事業	24,526
	31 障がい者短期トレーニング促進事業	2,600
	32 障がい者ＩＴサポートセンター運営事業	3,586
	33 ステップアップオフィス事業(知的・精神障がい者チャレンジ雇用)	166,177
	34 人口減少下における農福連携促進事業	35,875
	35 盲人ホーム運営事業	4,173
社会参加の促進	36 視覚障がい者総合支援事業	11,069
	37 聴覚障がい者総合支援事業	10,940
	38 盲ろう者支援事業	2,233
	39 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	811
	40 手話通訳者設置事業	49,731
	41 情報保障・コミュニケーション支援事業	317
	42 情報保障・コミュニケーション支援研究会事業	126
	43 点字図書館運営事業	18,850
	44 聴覚障がい者情報センター運営事業	29,417
	45 障がい者福祉センター(サンアップル)運営事業	307,345
	46 障がい者芸術文化活動普及支援事業	14,500
ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	47 障害者自立支援医療給付事業	385,545
	48 在宅重度心身障がい児集団療育事業	1,278
	49 高次脳機能障害者総合支援事業	20,525
	50 失語症者向け意思疎通支援事業	2,076
	51 医療的ケア児等支援体制整備事業	18,568

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

① 障がい福祉啓発推進事業
（根拠法令:障害者基本法、社会福祉表彰実施要綱）

【予算額及び内訳】 88 万9千円 （一般財源 88万9千円）

【予算の主な内容】 障がい者福祉に関する啓発に係る需用費等

【目指す姿】

障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、障がい福祉に関する啓発等を通じて県民の障がいに対する理解を促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

【事業内容】

1 長野県障がい者施策推進協議会の開催(委員 15 名、年2～3回開催)
障がい者に関する施策の推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項等を調査審議

2 障がい者福祉関係表彰の実施
障がい者福祉の分野において、他の模範となる者(団体)や顕著な功績があった者(団体)を表彰する。
＜令和7年度実績＞
・障がい者福祉団体 1団体

3 障害者週間における啓発活動の実施
障害者週間(12/3～12/9)にあわせ、啓発等を実施する。
＜障害者週間＞
障がいや障がいのある方に対する国民の理解と関心を深め、障がいのある方の社会参加への意欲を高めることを目的として、障害者基本法第7条で、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの1週間が「障害者週間」と定められている。

4 自立支援のしおりの作成
障がい福祉関連施策をまとめた「自立支援のしおり」を作成し、市町村や関連団体等に周知する。

＜令和7年度実績＞
〇啓発活動
障害者週間の期間に合わせ、県庁及び県立文化施設において障がいのある人が創作したアート作品の展示を行うとともに、障がいに対する正しい理解を深め、障がいのある人への配慮の実践を促す啓発物品の配布を行った。

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

② 手話普及関連事業

(根拠法令:長野県手話言語条例)

【予算額及び内訳】 216 万 9 千円

(一般財源 160 万 7 千円、国庫補助金(1/2) 56 万 2 千円)

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料等

【目指す姿】

手話やろう者に対する県民の理解を促進し、手話の普及を目指す。

【事業主体】

県(一部委託にて実施)

【事業内容】

目的	主な取組	R7	R8(予定)
1 手話に対する理解促進 手話に親しみを持ち、手話やろう者に対する県民の理解を深める啓発の実施。	手話の挿入機会の増加	県が発信する動画に手話の挿入 ・県民手帳への手話イラストの挿入	県が発信する動画に手話の挿入 ・県民手帳への手話イラストの挿入
2 手話の普及 県民が手話を学ぶ機会を提供し、手話を普及する。	・共生社会実現のための手話講座	51 回実施し、計 1,100 人が受講。	50 回開催目標参加者 500 人に加え若年層を対象に 10 回以上
3 手話を使いやすい環境の整備 手話通訳者等の意思疎通支援者の養成及び派遣等により、手話を使いやすい環境を整備する。	・手話通訳者養成等研修事業(㊲の再掲)	社会福祉法人へ委託	社会福祉法人へ委託
	・手話通訳事務員の配置(㊵の再掲) 等	10 人配置 (各圏域 1 人)	10 人配置 (各圏域 1 人)
4 手話や文字による情報提供 手話や文字による情報を提供できる体制を整備し、ろう者が適切な情報を得ることができる環境を構築する。	・手話・文字による観光コンテンツの提供	4 観光地域の PR 動画を HP に公開	4 観光地域の PR 動画を HP に公開
	・手話定期便	手話動画を HP に公開 (月1回更新)	手話動画を HP に公開 (月1回更新)
5 相談体制の整備・生活支援 ろう者の生活相談窓口の拡大や、社会生活訓練等による生活支援を実施。	・ろうあ者相談員(中信地区1名配置)	相談件数 279 件 計 492 時間 (R7.4月～R8. 3月)	相談件数 ― (R8.4月～R9.3月)
	・社会生活訓練事業(㊲の再掲) 等	生活講座等を実施	生活講座等を実施

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

③ 障がい者ふれあい支援事業

（根拠法令:障がい者ふれあい支援事業実施要綱、障がい者居宅福祉事業補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 70 万円 （福祉基金繰入金 70 万円）

【予算の主な内容】 事業実施団体への補助金 【負担割合:県 1/2、事業主体 1/2】

【目指す姿】

外出や他者との交流の機会が少なくなりがちな障がい者にふれあいの場を提供することにより、障がい者間の交流や生活の充実と自立、社会参加の促進を図る。

【現状】

県内全域の障がい者が対象となる広域的な余暇活動が不足している。

【事業主体】

社会福祉法人、特定非営利活動法人等

【事業内容】

(1)実施内容

圏域毎または県全域から参加者を募集し、障がい者に余暇活動の場を提供する。

（ボーリング大会、海水浴、カラオケ大会など）

(2)事業実施条件

次のいずれかを実施する。

① 10 圏域すべてにおける余暇活動の場の提供

② 10圏域中、5圏域以上における余暇活動の場の提供かつ、その内1つ以上は県内全域からの参加者を募る余暇活動の場の提供

(3)対象者

在宅の身体、知的、精神障がい者等

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

④ 障がい者社会参加推進センター設置事業

(根拠法令:国:地域生活支援事業費等補助金交付要綱、県:障がい者社会参加促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 577万 2 千円 (一般財源 288 万 6 千円、国庫補助金(1/2) 288 万 6 千円)

【予算の主な内容】 障がい者社会参加推進センター設置事業実施団体への委託料

【目指す姿】

ノーマライゼーション(障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり)の理念の実現に向け、さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、障がい者団体を通じて社会参加施策の体系的、効果的な推進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 障がい者の多様なニーズの把握による社会参加の促進

(1) 各障がい者団体(身体、知的、精神、視覚、聴覚)で構成する社会参加推進協議会の設置と障がい区分ごとに特有の現状と課題の把握、社会参加促進のための検討

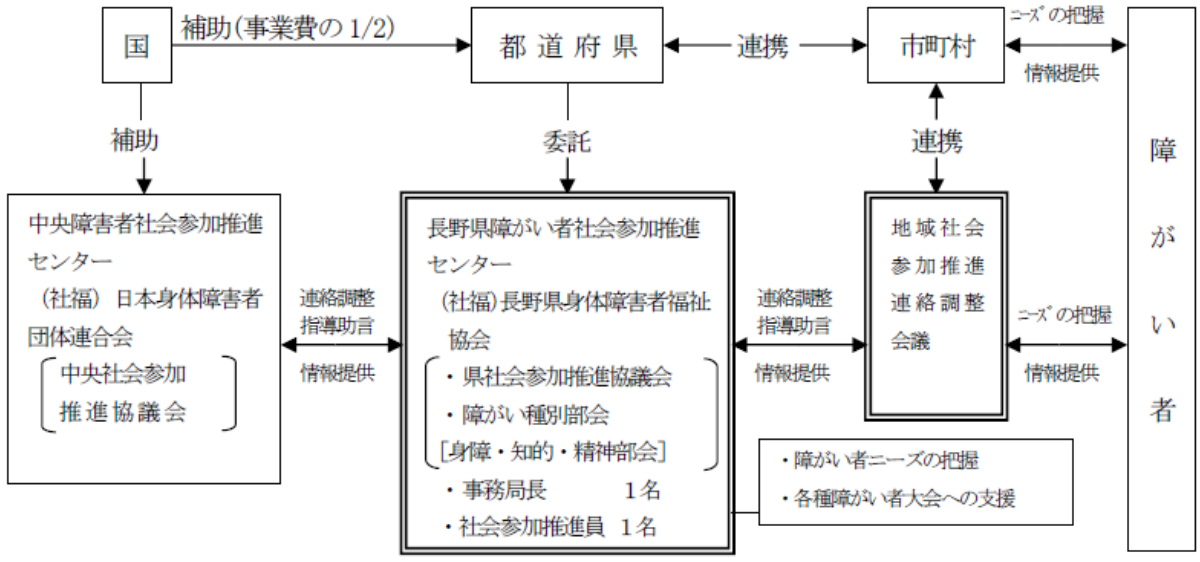
(2) 県下 4 地区(北信、東信、中信、南信)での障がい者団体が参加する地域連絡調整会議の開催及び地域ごとの現状、課題の把握

2 啓発活動を通じた社会参加の促進

郡、市の身体障害者福祉協会を通じた、県障がい者スポーツ大会、県障がい者文化芸術祭等の周知、参加の呼びかけ

3 中央障害者社会参加推進センターとの連絡・調整等

センターの事業の流れ



※事業費の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
決算額	5,532 千円	5,582 千円	5,582 千円	5,582 千円	5,476 千円

⑤ 信州あいサポート運動推進事業

【予算額及び内訳】 464 万 1 千円 (一般財源 231 万 8 千円、国庫補助金(1/2) 230 万 6 千円、諸収入 1 万 7 千円)

【予算の主な内容】 推進員人件費、啓発資料作成、ヘルプマーク作成経費等

【目指す姿】

県民誰もが多様な障がいの特性、障がい者への必要な配慮を理解し、日常生活の中で実践している活動を通じて、障がい者の社会参加や就労が促進されるとともに、障がい者が暮らしやすい共生社会を目指す。

※ あいサポート運動…地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターとなってもらう取組として、鳥取県が平成 21 年 11 月に開始。長野県は平成 25 年9月に開始。以下のとおり9県 19 市6町で連携して推進し、令和8年3月末時点の本県の状況は、あいサポーター数 77,856 人、企業・団体 190 社。

開始年度	県・市町	開始年度	県・市町
H21	鳥取県	H30	長岡京市・福知山市(京都府)、苫小牧市(北海道)、和泉市(大阪府)、川口市・狭山市・和光市(埼玉県)、大和市(神奈川県)
H22	島根県	R 元	西宮市(兵庫県)
H23	広島県	R2	吉川市・松伏町(埼玉県)
H25	**長野県**、奈良県	R3	加須市(埼玉県)
H26	富士見市・三芳町(埼玉県)	R4	愛媛県、取手市(茨城県)
H27	山口県、岡山県、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町(埼玉県)	R6	名古屋市(愛知県)、三沢市(青森県)
H28	和歌山県、登別市(北海道)	R7	十和田市(青森県)
H29	大阪市(大阪府)		

【現 状】

障がいを理由とした差別や偏見により、障がいのある人が不利益を被るなどの実態があり、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が必要である。

○「障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験がある」…48.7%

○「自分の障がいに対して理解がされていないと感じた」…52.8%

※R5. 3 「長野県障がいのある方の実態調査」:障がい者支援課

【実施主体】

県

【事業内容】

障がい特性を理解し、支援運動を実践する人や企業・団体を県内各地に増やし、県民運動として普及していくことにより、障がい者の社会参加や就労促進を図る。

(1)「あいサポーター」の募集

多様な障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解し、障がいのある人が日常生活で困っているときに手助けや応援をしてくれる意欲のあるサポーターを募集し、日常的な実践を行ってもらう。また、障がいのある人が気軽に助けを求めることができるようサポーターにはバッジ等を着用してもらう。

(2)「あいサポート企業・団体」の認定

本運動の趣旨を理解し賛同する「あいサポート企業・団体」を認定し、以下のような取組を行ってもらう。

① 多様な障がい特性など障がい者理解に向けた社内研修等

② 積極的な障がい者雇用や障がい者の就労に対する支援等

③ バリアフリー化を始めとする社会的障壁の除去等

（3）「ヘルプマーク」の普及啓発

配慮や支援を必要とすることを表示する「ヘルプマーク」の配布や普及啓発を図り、障がい者に対する配慮を促進する。希望者にヘルプマークを配付し、交通機関や福祉関係機関等と連携した広報活動を行う。

（4）信州あいサポート推進員の設置

信州あいサポート運動を推進するため、あいサポート推進員１名を配置する。

⑥ 障がい者虐待防止対策支援事業

【予算額及び内訳】 601 万円 （一般財源 300 万 5 千円、国庫補助金(1/2)300 万 5 千円）

【予算の主な内容】 県障がい者虐待防止(権利擁護)センター専任職員人件費、研修費等

【目指す姿】

虐待を受けた障がい者に関する諸問題及び養護者の支援のための適切な相談・助言や情報の提供等により、障がい者虐待の防止・早期発見等を図る。また、障害者福祉施設従事者等や市町村虐待防止センター職員の専門的知識の習得、資質向上を図り、障がい者の権利利益の擁護に資する。

【現　　状】

・平成 24 年 10 月障害者虐待防止法の施行により、市町村及び県に障がい者虐待の対応窓口が設置され、障がい者虐待を防止するための措置が講じられたが、虐待事案は継続して発生しており、他県では施設従事者による虐待で障がい者が死亡した事例も発生しているため、障害者福祉施設従事者等への継続した意識啓発が必要。
・また、市町村虐待防止センターでは、人事異動に伴い、障がい者虐待への対応(事実確認調査やその後の支援等)に係る専門的知識、ノウハウが不足する傾向にあり、研修の実施により職員の資質向上が必要。

＜長野県内で障がい者虐待が認められた件数＞

令和4年度 ： 養護者による虐待 26 件、障害者福祉施設従事者等による虐待 15 件、使用者による虐待 12 件
令和5年度 ： 養護者による虐待 35 件、障害者福祉施設従事者等による虐待 23 件、使用者による虐待 18 件
令和6年度 ： 養護者による虐待 44 件、障害者福祉施設従事者等による虐待 14 件、使用者による虐待 6 件

【事業主体】

県

【事業内容】

(1)　県障がい者虐待防止(権利擁護)センター運営

障がい者支援課に専任の障がい者虐待防止推進員1名を配置し、職員と共にセンター業務に当たる。

法律で定められているセンター業務	① 職場の使用者による虐待に関する通報の受理等 ② 市町村間及び関係機関との連絡調整、情報提供、助言等 ③ 障がい者虐待に関する相談対応、助言等の支援 ④ 障がい者虐待防止等に関する情報収集、分析及び提供 ⑤ 障がい者虐待防止等に関する広報啓発、その他必要な支援の実施

(2)　障がい者虐待防止研修の実施

障害者福祉施設における虐待防止を図るとともに、虐待問題に適切に対応できるよう障害者福祉施設従事者及び市町村障がい者虐待防止センター職員を対象とした研修を実施する。

ア 研修講師の養成
国が行う研修講師養成研修へ障がい福祉関係者を派遣する。

イ 障害者福祉施設従事者等及び市町村障がい者虐待防止センター職員のための障がい者虐待防止研修
上記研修修了者等が講師となり、演習等を採り入れた実践的な研修を実施する。

（参考）

○ 法律における障害者虐待とは、
①養護者による虐待 ②障害者福祉施設従事者等による虐待 ③使用者による虐待
の3つを規定。

○ 虐待行為の類型として、
①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④ネグレクト(放棄・放置) ⑤経済的虐待
の5つを規定。

⑦ 障がい者共生社会づくり体制整備事業

【予算額及び内訳】628 万 5 千円(一般財源 345 万 8 千円、国庫補助金(1/2) 282 万 7 千円
【予算の主な内容】 推進員人件費等

【目指す姿】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに尊厳を重んじて支え合い、心豊かに地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指す。

【現　　状】

・障害者差別解消法施行後、県の相談窓口に寄せられる障がい者差別、合理的配慮の不提供及び差別解消法に関する相談件数は、毎年多く寄せられており、依然として障がい者差別の解消に至っていない。

・令和 7 年度は、県の相談窓口に 126 件の相談が寄せられている。

【事業主体】

県

【事業内容】

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を制定し、障がい者等からの相談体制の整備を図るとともに、県民及び事業者に広く周知する。

(1)専任の共生社会づくり推進員1名を配置(専用相談窓口の設置)し、条例の内容及び理念の周知や共生社会づくりの啓発とともに、障害者差別解消法第14条及び障がい者共生条例の規定による障がいを理由とする差別に関する相談に対応。

(2) 紛争の解決を図るためのあっせんの求めがあった事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う第三者機関(長野県共生社会づくり調整委員会)の運営。

(3)障がい者共生条例の普及啓発のための全職員を対象とした研修及び出前講座の実施。

(4)関係行政機関への通告、通報その他通知

(5)法第 17 条の規定による障害者差別解消支援地域協議会の開催(障害者虐待防止・差別解消連携会議の設置)

(参考)

○ 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例における合理的配慮の定義

障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行うこと。

社会的障壁とは:障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(障害者基本法と同じ)

＜社会的障壁の例＞

事物(通行や利用しにくい施設、設備など) 、制度(利用しにくい制度など) 、慣行(障がいのある人の存在を考慮していない慣習、 文化など) 、観念(障がいのある人への偏見など)

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑧ 社会福祉施設等整備事業

(根拠法令:障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 3 億 550 万 1 千円 (うち、R7 予算繰越分 1 億 1,952 万 4 千円)

(一般財源 1 億 183 万 4 千円、国庫補助金(2/3) 2 億 366 万 7 千円)

【予算の主な内容】 施設の整備に必要な工事請負費及び工事事務費に対する補助

○ 社会福祉施設等整備事業の概要

【目指す姿】

・ 社会福祉法人等が整備する障がい者(児)施設の創設や大規模修繕に要する経費の一部を補助し、障がい者(児)の自立及び福祉の向上を図る。

・ 障害者支援施設入所者の地域生活移行及び精神障がい者の精神科病院からの退院促進を積極的に推進し、地域での生活を望む障がい者の自立した生活を支援するため、その受け皿となる障がい者グループホーム等の整備を促進する。

【現 状】

・ 日中系サービス施設やグループホーム:障害福祉計画における、障害福祉サービスの必要な量の見込みに対して、サービスを提供する施設等が不足している。

・ 入所施設:建築後25年以上経過した入所施設の老朽化が著しく、入所者の処遇の面で支障が生じている。

【事業主体】

社会福祉法人等 (H23から障害福祉サービス事業所の整備について、特定非営利活動法人、営利法人を追加)

【主な補助対象施設及び整備区分】

主な対象施設	施設根拠法	整備区分
障害福祉サービス事業所 障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 項 〃 第11項	創設 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備
障害児通所支援事業所 障害児入所施設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 〃 第 7 条	

○ 障がい者(児)施設(グループホーム以外)の整備状況

年度	件数	補助金額(千円)	備考
H29	14	190,504	創設2件、増改築1件、大規模修繕11件(全て防犯)
H30	5	172,023	改築1件、大規模修繕4件
R1	7	143,224	創設1件、大規模修繕等6件
R2	4	221,975	創設1件、大規模修繕等3件
R3	2	126,274	創設1件、大規模修繕等1件
R4	1	47,025	大規模修繕等1件
R5	3	45,640	創設1件、大規模修繕等2件
R6	5	72,872	創設2件、大規模修繕等3件
R7	2	117.730	創設1件、大規模修繕1件

○ グループホーム整備分

【現状】

グループホーム定員数　4,000 人(R8.4.1 現在)

【事業主体】

社会福祉法人、NPO 法人等

【事業内容】

社会福祉施設等整備事業(国庫)

グループホームの創設のための新築、改修経費を助成

対　　象 ： 社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等

負 担 割 合 ： 国 1/2　県 1/4　事業者 1/4

補 助 基 準 額 ： 新築　33,000 千円 （令和8年度補助基準単価）

短期入所併設加算　7,200 千円 （定員 2 名以下の場合の単価）

【事業の経過等】

平成 14 年　知的障害者グループホーム施設整備事業創設

平成 15 年　同事業　西駒郷利用者の特別加算創設、知的障害者自活訓練施設整備事業補助制度創設

平成 16 年　精神障害者グループホーム施設整備事業補助制度創設

平成 17 年　精神障害者グループホーム施設整備事業に環境整備事業創設

平成 18 年　知的障害者自活訓練施設整備事業補助制度廃止

平成 19 年　知的障害者グループホーム等施設整備事業と精神障害者グループホーム施設整備事業の統合

平成 20 年　国庫補助事業「社会福祉施設等整備事業」「障害者就労訓練設備等整備事業」においてグループホーム施設整備の開始

平成 23 年　「障害者自立支援基盤整備事業」においてグループホーム施設整備を開始し、「障害者就労訓練設備等整備事業」を廃止

平成 25 年　障害者自立支援基盤整備事業(基金)廃止

国庫補助事業「社会福祉施設等整備事業」の補助対象に賃貸物件の改修が追加され、全てのメニューが国庫補助事業の対象となったため、平成25年度をもって県単独事業を廃止

○ グループホームの整備状況

年度	件数	補助金額(千円)	備考
H27	3	63,999	創設3件
H28	18	118,076	創設4件、大規模修繕14件(うち防犯12件)
H29	14	91,677	創設2件、大規模修繕12件(うち防犯3件)
H30	6	137,291	創設4件、改築1件、大規模修繕1件
R元	3	59,742	創設3件
R2	1	28,631	創設1件
R3	2	42,952	創設1件、大規模修繕1件
R4	2	61,150	創設2件
R5	3	69,048	創設2件、大規模修繕1件
R6	4	121,450	創設4件
R7	3	90,500	創設 3 件

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑨ 市町村地域生活支援事業

(根拠法令:障害者総合支援法第 77 条)

【予算額及び内訳】 3 億 1,107 万 3 千円 (一般財源 3 億 1107 万 3 千円)

【予算の主な内容】 市町村が行う地域生活支援事業等に要する経費の一部を補助

負担割合　補助金:【国】1/2(直接補助)、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】

障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)が抱える課題やのニーズ等に応じて必要とする事業を市町村が効率的・効果的に実施する。

【事業主体】

市町村

【事業内容】

1 地域生活支援事業

以下の必須事業及び任意事業のうち市町村が実施した事業に要する経費の一部を補助する。

なお、対象者、料金徴収等の実施内容については、市町村が決定する。

項目		内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
	相談支援事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等 (1)障害者相談支援事業 福祉サービスの利用援助等 (2)基幹相談支援センター 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施等
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則第 65 条の 10 の2に定める費用の全部又は一部を補助
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修等
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に以下の6種の用具を給付又は貸与 ・介護・訓練支援用具(特殊寝台、体位変換器等) ・自立生活支援用具(入浴補助用具、特殊便器等) ・在宅療養等支援用具(透析液加温器、電気式たん吸引器等) ・情報・意思疎通支援用具(点字ディスプレイ、聴覚障がい者用通信装置等) ・排泄管理支援用具(ストーマ装具、紙おむつ等) ・居宅生活動作補助用具等(住宅改修費)

		奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施	
		移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援	
		地域活動支援センター機能強化事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の実施等	
	任意事業	日常生活支援に関する事業	（1）福祉ホームの運営 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を実施 （2）訪問入浴サービス 看護師又は準看護師若しくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 （3）生活訓練等 障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導を実施等 （4）日中一時支援 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他実施主体が認めた支援等 （5）地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対して補助を行う （6）地域生活定着支援センターとの連携強化事業 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障がいその他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整等	
		社会参加支援に関する事業	（1）レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力強化、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を実施等 （2）芸術文化活動振興 地域の障がい者等にとって身近な実施主体が、障がい者等	

		の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を実施 (3)点字・声の広報等発行 文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者などにわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障がい者等に提供 (4)家庭・教育・福祉連携推進事業 教育と福祉の連携のため、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一堂に集う場の設置や障がい者福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等の実施等
	就業・就労支援に関する事業	(1)盲人ホームの運営 視覚障がい者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより、視覚障がい者の就業・就労促進を図る (2)知的障害者職親委託 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進を職場における定着性を高める

2 地域生活支援促進事業

地域生活支援事業及びその他の補助事業からの移行した以下の事業のうち市町村が実施した事業に要する経費の一部を補助する。

主な項目	内容
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障がい者の特性を踏まえた先進的な取組を行うモデル事業
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止のため、市町村障がい者虐待防止センター及び都道府県障がい者権利擁護センターの体制整備や関係機関との連携協力体制の整備
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のための普及啓発
発達障害児及び家族等支援事業	発達障がい児者及びその家族に対するピアサポート等の支援
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	意思疎通支援に従事する者のスキルアップ等を図る
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護利用者の大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供

地域における読書バリアフリー体制強化事業	視覚障がいのある方等の読書環境の整備を図る
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度障がい者に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援等

【事業費の推移】

年　　度	R3	R4	R5	R6	R7
決算額（千円）	290,749	295,851	264,804	267,922	286,589
実施市町村数	77	77	77	77	76

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑩ 重度障害者市町村特別支援事業

(根拠法令:国 地域生活支援事業実施要綱

県 重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 予算額 115 万 8 千円 (一般財源 579 万円、国庫負担金 579 万円)
【予算の主な内容】 市町村が行う訪問系サービスに要する経費のうち国庫負担基準額超過分の一部を負担
負担割合 【国】1/2、【県】1/2

【目指す姿】

障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの支給額が障害者自立支援給付費国庫負担基準額を超えている市町村のうち、訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が一定以上の市町村に対し、財政支援を行うことにより、重度障がい者の地域生活を支援する。

【事業主体】

県

【事業内容】

障害者自立支援給付事業の訪問系サービスの支出額が、国庫負担基準額を超過している市町村のうち、訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が 10%を超える市町村に対し、超過する額と次のアに掲げる人数にイの額を乗じて得た額を比較して少ない方の額の範囲内で費用を助成する。

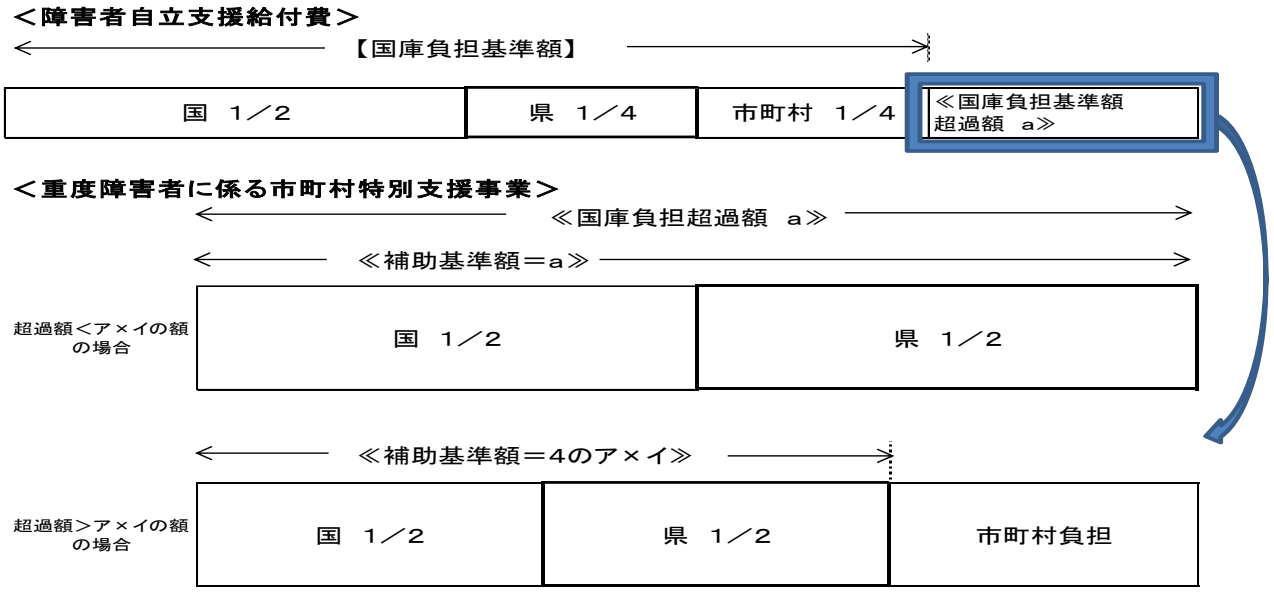
ア 該当市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%)を乗じて得た数を控除した数

イ 重度訪問介護の障害支援区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

※訪問系サービス - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※国庫負担基準額 - 訪問系サービスに関して国が定める市町村に対する国庫負担の上限額

【助成額イメージ】



【補助実績】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市町村数	1 市町村	0 市町村	0 市町村

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑪ 障がい児(者)居宅介護事業

(根拠法令:障害者総合支援法第 94 条第1項)

【予算額及び内訳】 予算額　13 億 1,367 万 1 千円
(一般財源 11 億 7,404 万 6 千円、国庫補助 1億 3,962 万 5 千円)
【予算の主な内容】 市町村が行う障がい児(者)居宅介護事業に要する経費の一部を負担
負担割合 【国】1/2(直接負担)、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】
障がいのため日常生活を営むのに支障がある在宅の障がい児(者)等に対し、身体の介護、家事の援助及び外出の際必要な介助等を行うヘルパーを派遣して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

【現　　状】
利用量は着実に伸びているものの、障がい者プランによる必要量には達していない状況であり、個々の能力及び適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、今後もきめ細かく支援する必要がある。

【事業主体】
市町村

【事業内容】

居宅介護	対象者	【支援区分1以上】 (障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)である者。ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)は、区分2以上他の要件あり
	内　容	居宅における入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 また、通院等のための介助(乗車又は降車の介助もを含む。)を行う。
重度訪問介護	対象者	【支援区分4以上】 肢体不自由者又は知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者
	内　容	常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者
	内　容	外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動に必要な援護、排泄及び食事等の介護その他の外出する際の必要な援助を行う。
行動援護	対象者	【支援区分3以上】 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等
	内　容	当該障がい者が行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の支援、排泄及び食事などの介護その他の行動する際の必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	対象者	【支援区分6】 人工呼吸器による呼吸管理をしている等極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者又は精神障がい者　等
	内　容	ケアマネジメント、24 時間対応などのサービスを提供できる事業者が「サービス利用計画」に基づいて複数のサービスを包括的に行う。

【利用者負担】 原則1割の定率負担（世帯の所得に応じて月額上限額あり）

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない。

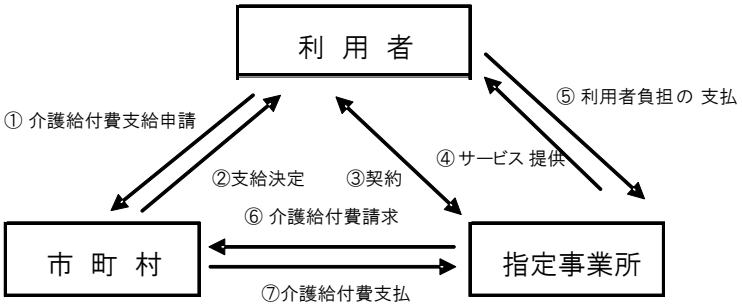
区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホームに居住する利用者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている利用者を除く(注3)。	9，300円
一般2	上記以外	37，200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象

（注2）収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象

（注3）入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者等は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

【利用手続】



○サービスの支給量は、障がいの種類及び障害支援区分を勘案し、月を単位として市町村が決定します。

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑫ 障がい児(者)短期入所事業

(根拠法令:障害者総合支援法第 94 条第1項)

【予算額及び内訳】 1 億 7,057 万 8 千円 (一般財源 1 億 7,057 万 8 千円)

【予算の主な内容】 市町村が行う短期入所事業に要する経費の一部を負担

負担割合:【国】1/2(直接負担)、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】

障がい児(者)の介護者が、疾病等の理由により一時的に介護できない場合等に、指定短期入所事業所に短期間入所することによって、障がい児(者)とその家族の在宅生活を支援する。

【事業主体】

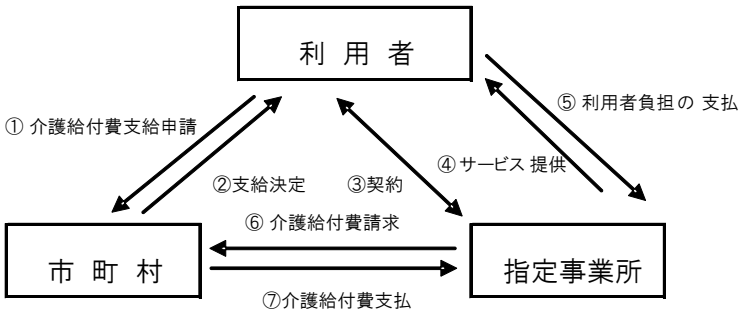
市町村

【事業内容】

1 対象者 : 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等

2 サービス内容 : 入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援が受けられます。

3 利用手続き : 利用者は市町村に申請し、指定事業所と利用契約を結びます。



4 実施施設 : 障害者総合支援法による「短期入所事業」の指定を受けた次の事業所。

○医療型短期入所事業所

病院、診療所、介護老人保健施設において重症心身障がい児(者)等を対象とした短期入所事業を実施している事業所

○福祉型短期入所事業所

上記以外の施設(障害者支援施設、グループホームなど)で障がい児(者) の短期入所事業を実施している事業所

5 利用者負担 :「③障害児(者)居宅介護事業」と同じ。

その他に、食費・光熱水費等が別途実費負担となりますが、所得の状況に応じて減免措置があります。

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

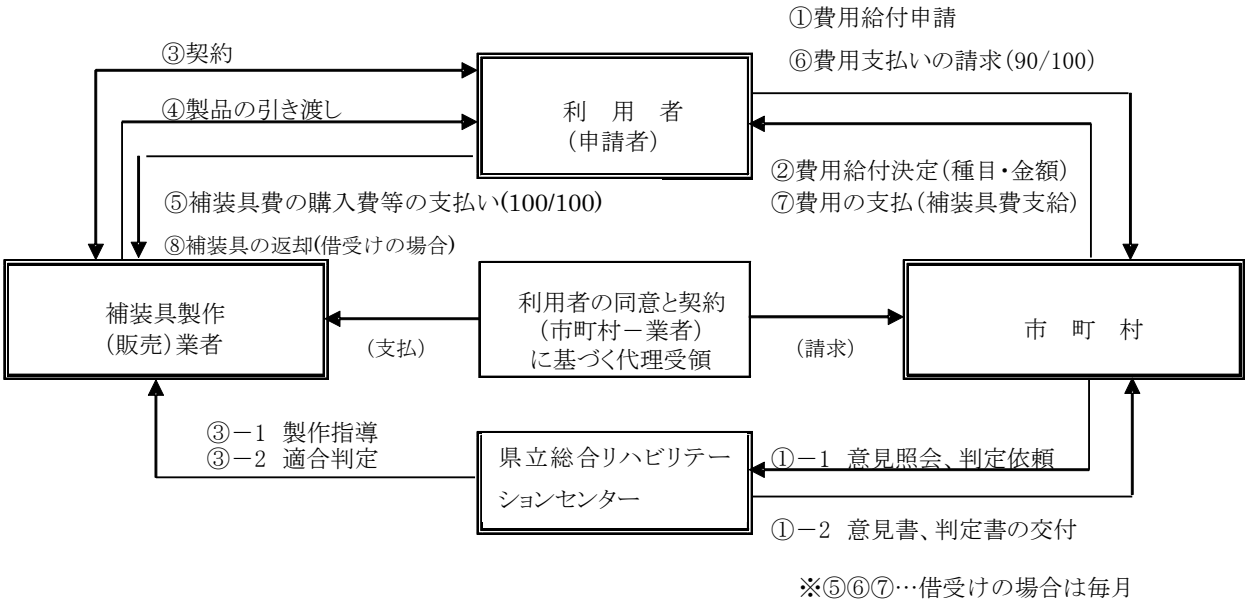
⑬ 補装具交付･修理事業(障害者自立支援給付費)
(根拠法令:障害者総合支援法第 76 条)

【予算額及び内訳】 1 億 755 万 8 千円 (一般財源 1 億 755 万 8 千円)
【予算の主な内容】 市町村が行う補装具費の支給に要する費用の一部を負担
負担割合:【国】1/2(直接負担)、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】
身体欠損又は損なわれた身体機能を補完･代替する補装具の製作等に要する補装具費の支給を行うことにより、身体障がい児(者)の日常生活や社会生活の向上を図る。

【事業主体】
市町村

【事業内容】
1 対象者
身体障がい者、身体障がい児、難病患者等
2 費用負担
定率一割負担(世帯の所得に応じて月額上限額あり)
3 給付手続き



※⑤⑥⑦…借受けの場合は毎月

【事業の経過等】

昭和 25 年度	制度創設
平成 5 年度	県事業から市町村事業に権限移譲
平成 18 年度	障害者自立支援法施行により 10 月から中核市を含む市分を県費負担
平成 20 年度	障害者自立支援法施行令の一部改正により7月から負担上限月額の区分となる世帯の範囲を障がい者及び配偶者とする等の軽減措置を実施
平成 22 年度	障害者自立支援法施行令の一部改正により4月から低所得者の利用者負担を無料化
平成 24 年度	障害者自立支援法施行令の一部改正により4月から障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
平成 25 年度	障害者総合支援法の施行により4月から対象者に難病患者等を追加
平成 30 年度	障害者総合支援法の一部改正により補装具費の支給対象として借受けを追加(借受けによることが適当である場合に限る)
令和 6 年度	障害者総合支援法施行令の一部改正により4月から障がい児に関する所得制限が撤廃

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑭ 施設訓練等事業(障害者自立支援給付費)

(根拠法令:障害者総合支援法第 94 条 障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)交付要綱)

【予算額及び内訳】 88 億 4,313 万円 (一般財源 88 億 4,313 万円)

【予算の主な内容】 市町村が支弁する自立支援給付費(施設)の一部を負担

負担割合:【国】1/2 (直接負担)、【県】1/4、【市】町村 1/4

【目指す姿】

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付やその他支援を行い、それぞれの障がいの特性に応じた適切な支援が安定して行われることを目指す。

【現 状】

・各サービスとも着実に利用量が伸びており、障がい者のサービス利用が定着しつつある。

・今後もより一層、障がい者が住み慣れた地域で個々の能力や適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能となるよう公費負担による支援が不可欠である。

【事業主体】

市町村

【事業内容】

市町村が給付する以下の障害福祉サービスへの費用の一部を負担する。

障害福祉サービスの種類	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A 型=雇用型、B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等との連絡調整等の支援を行う。
自立生活援助	一人暮らし等に必要な理解や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

【事業の経過等】

平成 5 年度 県事業から市町村事業へ権限移譲

平成 15 年度 措置制度から支援費制度へ改編

平成 18 年度 支援費制度から障害者自立支援法へ制度改編

平成 25 年度 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改編

平成 30 年度 サービスに就労定着支援、自立生活援助が追加

令和 7 年度 就労選択支援が追加(R7.10.1 施行)

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑮ 障がい者グループホーム運営事業(障害者自立支援給付費)
(根拠法令:障害者総合支援法第 94 条第1項)

【予算額及び内訳】 18 億 9,645 万 2 千円 (一般財源 18 億 9,645 万 2 千円)
【予算の主な内容】 市町村が支弁する障がい者グループホーム運営費の一部を負担
負担割合:【国】1/2(直接負担)、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】
障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、グループホームの安定した運営を支援する。

【事業主体】
市町村

【事業内容】
障がい者グループホームの運営に要する経費を補助・負担する。

1 利用対象者	身体障がい者(65 歳以上の場合は、以前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。) 知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
2 利用定員	4人以上(住居1か所当たりの利用者数は原則2～10 人)
3 施設の形態	共同生活型(法人所有、民家等借り上げ等)
4 職員配置基準	管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員
5 サービス内容	主に夜間、共同生活住居において、入浴、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、日常生活の相談対応、関係機関等の連絡調整などを行う
6 利用者の費用負担	食材費、光熱水費、家賃、日用品費等を負担 ※所得に応じて、家賃に対する助成(上限月額1万円/人)あり

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑯ 障害児施設措置費及び障害児施設給付費等
(根拠法令:児童福祉法第 50 条第7号、第 51 条第 1 号他)

【予算額及び内訳】 30 億 3,803 万 4 千円 (一般財 27 億 1,894 万 8 千円、国庫負担金(1/2)3 億 1,714 万 9 千円、分担金及び負担金 193 万 7 千円(措置の入所負担金))

【予算の主な内容】 ① 障害児施設への措置入所に要する経費及び契約入所に要する経費の一部を負担
負担割合:【国】1/2 【県】1/2
② 障害児施設通所給付費等について、市町村が支弁した経費の一部を負担
負担割合:【国】1/2(直接負担)【県】1/4 【市町村】1/4

【目指す姿】

次の費用の一部を支給又は負担することで、障がい特性に応じた適切な支援が安定して行われることを目指す。
・障害児入所施設に措置または契約により入所している児童の入所・医療等に要する費用
・市町村の給付決定を受け障害児通所支援を受ける児童の通所給付費等の支給に要する費用

【現状】

障がい児のそれぞれの特性に応じた支援が的確に行えるよう、指定障害児入所施設等・市町村・児童相談所・保健福祉事務所等の関係機関と連携するとともに、障害児施設措置費等の支給に当たっては根拠法令に基づき適正に事務処理を行っている。

【事業主体】

県(障害児施設措置費、障害児施設入所給付費等)
市町村(障害児施設通所給付費等)

【事業内容】

(1) 県内の障害児施設の状況

施設種別		R7.4.1 現在	R8.4.1 現在	
			施設数	増加数
入所	福祉型障害児入所施設	1	1	0
	医療型障害児入所施設	2	2	0
	指定発達支援医療機関	3	3	0
通所	児童発達支援センター	14	14	0
	児童発達支援事業所	149	156	7
	放課後等デイサービス事業所	302	307	5
	居宅訪問型児童発達支援事業所	9	10	1
	保育所等訪問支援事業所	53	58	5

(2) 障害児入所給付費の支給状況(R8年4月 1 日現在)

区分		措置費	障害児入所給付費
対象人数		27 人	122 人
内訳	福祉型障害児入所施設	13 人	15 人
	医療型障害児入所施設(指定医療機関含む)	14 人	107 人
令和8年度予算額		106,913 千円	527,385 千円

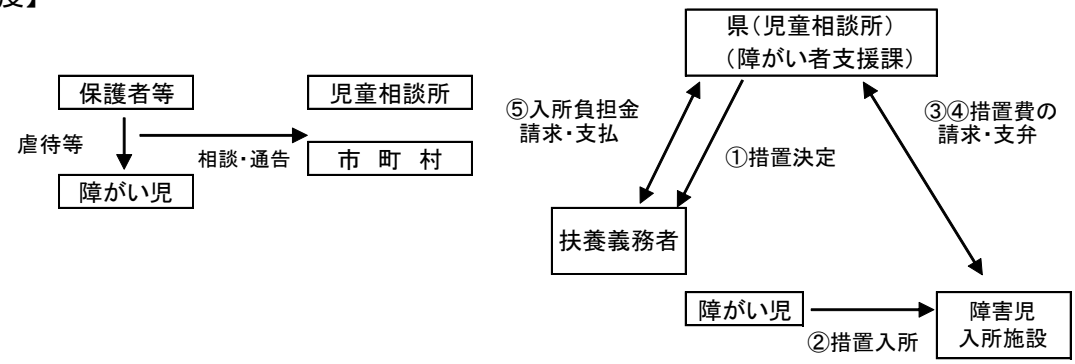
(3) 利用者負担

・ 措置(措置費)の場合
扶養義務者の市町村民税課税額等により徴収金額を決定する。

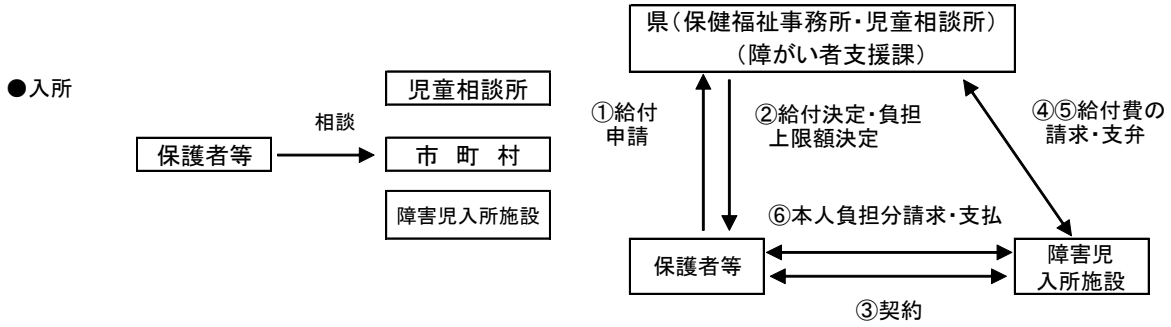
・ 契約(給付費)の場合
家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額が利用者負担となる。
その他に食費、光熱水費等が別途実費負担となるが、世帯の市町村民税課税状況等により、一部給付を受けられる制度がある。

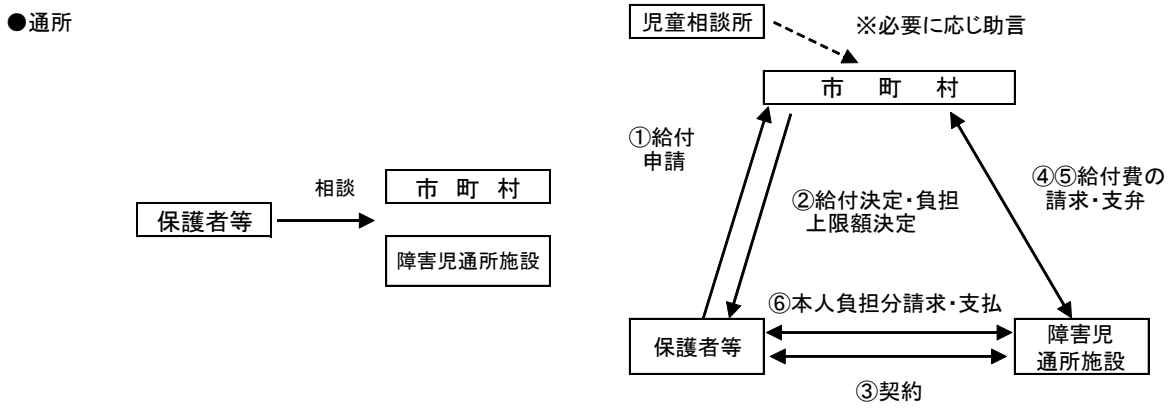
（4）利用手続き

【措置制度】



【契約制度】





【事業の経過等】

H18 年 10 月の児童福祉法の改正により、措置制度から契約制度へ移行したため、措置入所は虐待等による利用契約の締結が困難な家庭の児童に限られている。

平成 24 年4月から児童福祉法・障害者自立支援法の一部改正により、市町村が障害児通所給付費等の事業主体となった。

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑰ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

(根拠法令:福祉・介護職員処遇改善等取得促進事業及び人材確保対策事業実施要綱)

【予算額及び内訳】562 万 4 千円 (一般財源 56 万 3 千円国庫補助金 506 万 1 千円(9/10))(介護支援課と共同実施)(うち、R7 予算繰越分 562 万 4 千円)

【予算の主な内容】 標記事業を実施するために必要な賃金、需用費、役務費等に対する補助

【目指す姿】

福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得やより上位区分の加算取得を目指す。

【事業主体】

長野県(公益財団法人介護労働安定センター長野支部に業務委託)

【事業内容】

・対象事業所への周知・広報・調査

個別相談支援の対象事業所に対して、加算や取得促進事業の内容を集団講習、訪問、電話、ダイレクトメールによる案内、動画配信等により周知・広報し、訪問先をピックアップするとともに、加算の未取得理由等の把握のためにアンケートによる調査を実施する。

・個別訪問等の実施

専門的な相談員(社会保険労務士等)を対象事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

・上記業務に付帯する事務

上記業務を実施する人員補助として、電話対応、事業所と相談員との日程調整、訪問相談後の書類作成、相談員への謝金支払い等を行う。

【過去実績】

区分	R3	R4	R5	R6	R7
訪問事業所数	10	15	10	52	48
助言回数	15	27	12	76	53

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑱ 障害福祉分野における生産性向上推進総合事業
(根拠法令:障害者総合支援事業費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】2,051 万 1 千円(一般財源 946 万 5 千円 国庫補助金 1,104 万 6 千円)(介護支援課と共同実施)
(うち、R7 予算繰越分 241 万 5 千円)
【予算の主な内容】 生産性向上総合相談センター運営のための報償費、需用費、役務費等に対する補助
介護ロボット・ICT機器の導入費に対する補助

【目指す姿】
業務効率化・職員の業務負担軽減を通じて、安全・安心な障害福祉サービスの提供及び人材の確保・定着の推進を加速化させるため、障害福祉分野における生産性向上に資する事業を一体的に実施する。

【事業主体】
長野県

【事業内容】
・生産性向上総合相談センターの設置(委託事業)
介護ロボット・ICT機器等に係る相談窓口業務を設置し、事業者からの相談対応や支援施策等の情報提供、民間有識者の派遣を実施する。
介護ロボット・ICT機器等を効果的に活用するための研修会の開催や民間事業者との連携による機器等の試用貸出しを通じて、介護ロボット等の普及を促進する。

・介護ロボット、ICT機器の導入支援事業(間接補助事業)

区分	介護ロボット等導入支援事業	ICT導入支援事業
補助対象事業所	障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設事業者者、障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者	ICT 機器:障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者 AI カメラ等:障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者(居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者)、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者
補助対象機器	移乗介護、移動支援、入浴支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、機能訓練支援、栄養管理支援において利用するロボット等	①情報端末②ソフトウェア③AI カメラ等 ④通信環境機器等⑤保守経費等 ※④⑤は①②③の導入に必要なものに限る
補助率	3/4以内(国1/2、県1/4、事業者1/4)	3/4以内(国1/2、県1/4、事業者1/4)
補助対象経費上限額	120～210 万円/1施設・事業所 1機器当たり ・移乗介護、入浴支援において使用するロボット等 100 万円 ・移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、機能訓練支援、栄養管理支援において使用するロボット等 30 万円	100 万円/1施設・事業所

【事業概要(障がい者支援課施設支援係)】

⑲ 福祉系高校修学資金返還充当資金等貸付事業
（根拠法令:介護福祉士等就学資金貸付制度実施要綱）

【予算額及び内訳】 164 万 4 千円（国庫 147 万 9 千円 一般財源 16 万 5 千円）
【予算の主な内容】
・福祉系高校修学資金の貸付を受けた者が障がい福祉分野へ就職した際、必要となる返還額に対する貸付
・障がい福祉分野への就職を目指す者に対する貸付

【目指す姿】
介護職を目指す福祉系高校の生徒の増加と入学後の修学を支援し、また卒業後の障がい福祉分野における介護現場への就労・定着を促進するため、返還免除付き貸付を実施する。また、他業種で働いていた者の障がい福祉分野への就職を支援するため、就職支援金の貸付制度を通じて、障がい福祉分野における介護現場への就労を促進する

【事業主体】
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

【事業内容】
福祉系高校修学資金の貸付を受けた者への返還充当資金の貸付

区　分	内　容
貸付対象者	福祉系高校修学資金の貸付を受けた者で介護分野以外の障がい福祉分野へ就職した者
貸付金額	福祉系高校修学資金において貸付を受けた額
返還免除要件	福祉系高校修学資金における返還免除要件に準ずる ※介護福祉士資格の登録を行い、介護分野以外の障がい福祉分野の介護職に ３年間従事

障がい福祉分野就職支援金の貸付

区　分	内　容
貸付対象者	障がい福祉分野への就職を目指す他業種で働いていた者 ※公的職業訓練等で介護の資格（初任者研修等）を取得した者に限る
貸付金額	障がい福祉分野における介護職員として就職する際に必要となる諸経費 200 千円（上限）
貸付期間	申請時に一括（１回のみ）
返還免除要件	２年間、県内障がい福祉分野における事業所に介護職員として継続して従事

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

⑳ 西駒郷運営事業
(根拠法令:長野県西駒郷条例)

【予算額及び内訳】 3 億 5,096 万円 8 千円 (うち、R7 予算繰越分 511 万 5 千円)
(一般財源 3 億 3,973 万 3 千円、使用料 23 万 5 千円、県債 1,100 万円)

【予算の主な内容】 西駒郷の管理運営にかかる経費(指定管理料等)

【目指す姿】

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として、地域での生活を希望する利用者に対しては自立のための支援を行うことで地域生活移行を推進する等、利用者個々のニーズに応じた個別支援を充実することにより、それぞれが希望する生活ができるよう目指す。

【現状】

平成 15 年度に策定した西駒郷基本構想に基づき入所利用者の地域生活移行を推進した結果、令和7年度末までの移行者数は 307 人となり、入所利用者数は 441 人から 76 人まで減少しているが、障がいの程度が重い利用者が多く、今後は地域生活移行が難しい状況にある。

【事業主体】

県 (指定管理者:(社福)長野県社会福祉事業団)

【事業内容】

1 施設入所支援
2 短期入所
3 生活介護
4 自立訓練
5 就労移行支援
6 就労継続支援 A 型(食品(豆腐、どら焼き、豆乳使用の菓子)の製造・販売等)
7 就労継続支援 B 型(紬縫製、軽作業、林産、クリーニング)
8 相談支援
9 自立生活援助

※利用者数の推移(各年4月1日現在) (単位:人)

年 度	R4	R5	R6	R7	R8
入所利用者数(短期入所除く)	95	93	84	80	76
入所以外の日中利用者数	96	87	89	88	90

【沿革】

昭和 43 年 7 月 西駒郷開所(更生訓練部)
昭和 44 年11月 生業部発足(現:宮田支援事業部)
昭和 46 年 4 月 保護部発足(現:ひまわり寮)
昭和 52 年 4 月 生業部門を県社会福祉事業団に業務運営委託
昭和 57 年 4 月 新重度棟「ひまわり寮」利用開始
昭和 59 年 12 月 自立促進ホーム開設(平成 6 年自活訓練ホーム「アカシア」)
平成 15 年 4 月 自立支援部発足
平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入、西駒郷地域生活支援センター設置
平成 19 年11月 新居住棟「さくら寮」利用開始
平成 23 年 4 月 新事業体系への移行
「まつば寮」個室化
平成 25 年 3 月 西駒郷地域生活支援センター閉所
平成 27 年 3 月 「あすなろ寮」利用停止
平成 27 年 4 月 「ひまわり寮」個室化
平成 27 年 4 月 「わーく宮田」就労移行事業開始
平成 28 年 4 月 「駒ヶ根日中支援課」生活訓練事業休止
平成 29 年 3 月 自活訓練課「アカシアホーム」閉鎖
令和 6 年 6 月 「まつば棟」利用停止
令和 6 年 8 月 強度行動障がい者専用「すずらん棟」竣工

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㉑ 信濃学園運営事業 (根拠法令:児童福祉施設条例)

【予算額及び内訳】 2 億 2,646 万 6 千円 (うち、R7 予算繰越分 160 万 1 千円)
(一般財源 1 億 4,461 万 4 千円、国庫負担金 5,597 万 9 千円、財産収入 88 万 1 千円、
県債 2,000 万円、基金繰入金 499 万 2 千円)

【予算の主な内容】 信濃学園の管理運営にかかる経費(指定管理料等)

【目指す姿】

・県内唯一の福祉型障害児入所施設としてセーフティーネットの役割を担い、利用者個々の障がい特性に即した専門的な支援を行い、その適切な発達を促すとともに、施設退所後の地域等における自立した生活に向けて切れ目のない包括的な支援を行う。

・在宅で生活する障がい児及びその家族に対しても、当施設の専門的機能を生かして、その抱える課題やニーズに対応した支援を行う。

【現　状】

・重度の障がいで家庭での療育が困難な児童や被虐待児童等の入所ニーズが増加している一方で、グループホームなど施設退所後の受入先の確保が難しく地域生活への移行が課題となっている。

・在宅障がい児の療育等に不安を抱える保護者に対する適切な支援が求められている。

【事業主体】

県　(指定管理者:(社福)長野県社会福祉事業団)

【事業内容】

1　入所利用者の支援

利用者一人ひとりのニーズに即して作成した個別支援計画をもとに、専門的支援の充実に努める。また、必要に応じて支援の構造化を取り入れるとともに、小グループによる生活の場を拡大する。併せて、有期限、有目標の考え方に基づき、関係機関と連携して地域生活移行に向けた取組を進める。入所利用者の状況は以下のとおり。

(1) 障害支援(程度)区分別(各年4月1日現在)　(単位:人)

	R4	R5	R6	R7	R8
重度(IQ35以下)	14(51.9%)	15(57.7%)	21(75.0%)	18(72.0%)	13(65%)
中度(IQ36～50)	7(25.9%)	7(26.9%)	5(17.9%)	4(16.0%)	5(25%)
軽度(IQ51～75)	6(22.2%)	4(15.4%)	2(7.1%)	3(12.0%)	2(10%)
療育手帳未取得者	0	0	0	0	0
計	27	26	28	25	20

(2) 年齢別(各年4月1日現在)　(単位:人)

	R4	R5	R6	R7	R8
6～12 歳(小)	7(25.9%)	3(11.5%)	6(21.4%)	5(20.0%)	4(%)
12～15 歳(中)	10(37.0%)	10(38.5%)	12(42.9%)	6(24.0%)	4(%)
15～18 歳(高)	9(33.3%)	13(50.0%)	10(35.7%)	12(48.0%)	12(%)
18 歳以上	1(3.7%)	0	0	2(8.0%)	0(%)

2　在宅障がい児の療育支援(令和7年度)

(1) 短期入所の実施状況　実48人　延115日
(2) 日中一時支援の実施状況　実9人　延66時間
(3) こまくさ教室(母子短期療育事業)の実施状況　計1回　延32人参加 (公開講座)

【沿　革】

昭和26年 4月　開設(定員50人)
昭和59年12月　現在地(松本市波田)に移転、定員60人に変更
昭和60年 4月　母子短期療育事業「こまくさ教室」発足
平成18年10月　障害者自立支援法の施行に伴い短期入所事業者の指定を受ける
平成20年 4月　定員30人に変更
平成23年 4月　指定管理者制度を導入
平成23年10月　北寮改修及びスプリンクラー設置工事竣工(北寮を東寮と西寮に再編)

【事業概要(障がい者支援課総合リハビリテーションセンター担当)】

㉒ 総合リハビリテーションセンター運営事業
(根拠法令:長野県立総合リハビリテーションセンター条例)

【予算額及び内訳】 収益的収入及び支出　18 億 5,236 万 4 千円(運営事業収益 7億 84 万 3 千円、一般会計繰入金 11 億 3,429 万 3 千円、その他 1,722 万 8 千円)
資本的収入及び支出　907 万 8 千円 (一般会計繰入金 896 万 6 千円、留保資金 11 万 2 千円)
※令和5年度から地方公営企業法財務規定を適用。身体障害者更生相談事業費は含まない。

【予算の主な内容】 センター運営に要する人件費、経費(物件費、委託料等)、材料費(医薬材料費等)等

【目指す姿】

障がい者に対する相談、判定、医療、機能訓練などの総合的なサービス提供を通じて、在宅復帰や社会復帰に向けて切れ目なく支援し、障がい福祉の向上に寄与する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 障害者支援施設

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設として各種サービスを提供し、利用者の自宅・社会生活への復帰を支援している。また、中途失明による視覚障がい者への自立(生活)訓練や高次脳機能障がい者への支援も行っている。

平成 25 年度から、施設利用者に求められるサービス等利用計画作成等のための相談支援事業を開始し、総合リハビリテーションサービスの一層の充実を図っている。

※利用定員

日中活動・・・生活介護 6 人、自立訓練 68 人(機能訓練 62 人、生活訓練 6 人)、就労移行支援 6 人

夜間等・・・・・施設入所支援 60 人

その他・・・・・短期入所 4 人

2 補装具製作施設

身体障害者福祉法に基づく補装具製作施設で、補装具の製作、修理及び装着訓練を行っている。

3 病院

医療法に基づく 80 床の病床を有する病院で、リハビリテーションを中心に医療を提供している。

脳血管障害や脊髄損傷等で身体に障がいのある方に対する早期リハビリテーションの実施、高次脳機能障がい者への支援及び脊椎疾患、関節疾患等の治療に力を入れている。

※診療科目(R8.4.1 の常勤医師数)

整形外科(2)、脳神経内科(1)、内科、泌尿器科、リハビリテーション科(2)

4 身体障害者更生相談所

身体障がい者の福祉に関して、専門的指導による市町村への技術的援助・助言及び医学的、心理学的、職能的判定その他これに付随した業務を行っている。

【事業の経過等】

昭和 23 年 10 月に傷痍者授産所としてスタート。

昭和 49 年 11 月に病院機能(30 床)を含む長野県身体障害者リハビリテーションセンターが設置される。

昭和 58 年4月に 80 床に増床され、平成 18 年4月に長野県立総合リハビリテーションセンターに改称する。

令和 5 年4月に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。(身体障害者更生相談所を除く)

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㉓ 心身障害者扶養共済事業(特別会計)

(根拠法令:長野県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 45 年条例第8号)

【予算額及び内訳】 4 億 6,672 万 4 千円 (国庫 8,000 万 5 千円、特定財源(掛金収入 4,648 万 5 千円、諸収入(独立行政法人福祉医療機構)2 億 4,927 万 4 千円、財産収入(基金積立利子)35 万円)、繰入金 9,060 万 9 千円(一般会計繰入金 9,060 万 8 千円、基金繰入金 1 千円)、繰越金 1千円)

【予算の主な内容】 心身障害者扶養共済事業に要する経費(保険料、特別調整費(公費負担額)、扶助費(年金等給付金)等。

在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金 負担割合:【国】1/2、【県】1/2

【目指す姿】

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合に、その扶養していた心身障がい者に年金を給付し、生活の安定と福祉の増進を図る。

【事業主体】

県

【事業内容】

(1) 加入対象者

心身障がい者(ア.身体障がい者1級～3級、イ.知的障がい者、ウ.精神又は身体に永続的な障がいがある者でア又はイと同程度の障がいと認められる者(統合失調症、脳性麻痺等))を扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、親族等)で次のすべての要件を満たしているもの。なお、心身障がい者1人につき2口まで加入できる。

① 県内に住所があること

② 年齢が 65 歳未満であること

③ 特別な疾病又は障がいのない健康状態にあること

(2) 掛金額

加入時年齢	掛金額(円)		加入時年齢	掛金額(円)	
	H20.3 までの加入者	H20.4 からの加入者		H20.3 までの加入者	H20.4 からの加入者
～34 歳	5,600	9,300	50～54 歳	11,600	18,800
35～39 歳	6,900	11,400	55～59 歳	12,800	20,700
40～44 歳	8,700	14,300	60～64 歳	14,500	23,300
45～49 歳	10,600	17,300			

※掛金額は加入時の年齢により固定する。

加入時年齢は、加入する年度の4月1日現在の年齢

(3) 掛金の減額

加入者の所得状況等	減額割合
生活保護世帯	100/100
県民税非課税世帯	50/100
県民税均等割世帯	30/100
2人以上の障がい者を年金給付の対象とする加入者	30/100

（4）年金等の支給

① 年　金

心身障がい者を扶養する保護者（加入者）が死亡又は重度の障がいとなった場合に、その心身障がい者に対し月額 20,000 円（2口加入者にあっては月額合計 40,000 円）の年金を給付。

② 弔慰金及び脱退一時金

心身障がい者が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金（お見舞金）を、加入期間5年以上の加入者が脱退した場合は、加入期間に応じ脱退一時金を支給。

加入期間	弔慰金(円)		加入期間	脱退一時金(円)	
	H20.3 までの加入者	H20.4 からの加入者		H20.3 までの加入者	H20.4 からの加入者
1～4年	30,000	50,000	5～9年	45,000	75,000
5～19 年	75,000	125,000	10～19 年	75,000	125,000
20 年～	150,000	250,000	20 年～	150,000	250,000

【事業の経過】

昭和 44 年 1 月　長野県障害者扶養共済制度発足（昭和 43 年 7 月 18 日条例第 33 号）

昭和 45 年 2 月　全国的な心身障害者扶養保険制度発足（実施主体：社会福祉事業振興会）

昭和 45 年 4 月　全国的な制度にのった県の制度開始（昭和 45 年 3 月 28 日条例第 8 号）

昭和 54 年 10 月　第1次制度改正（昭和 54 年 10 月 4 日条例第 25 号）

・加入年齢条件の変更（45 歳以上 65 歳未満の加入を認める。）

・2口加入制度の新設　等

昭和 61 年 4 月　第2次制度改正（昭和 61 年 3 月 27 日条例第 5 号）

・弔慰金の増額　等

平成 8 年 1 月　第3次制度改正（平成 7 年 10 月 12 日条例第 21 号）

・掛金の改定

・脱退一時金制度の新設

・公費負担の実施（過去の保険料納付不足分を国及び県が負担）　等

平成 20 年 4 月　第4次制度改正

・掛金の改定

・弔慰金、脱退一時金の増

・公費負担期間の延長

【事業実績】　（単位：人）

年　度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
加入者数	758	735	712	688	645	659
年金受給者数	798	795	791	777	761	759
弔慰金受給者数	6	5	11	11	6	5
脱退一時金受給者数	2	0	2	3	2	0

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㉔ 特別障害者手当等給付事業

(根拠法令:特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

【予算額及び内訳】 1 億 6,554 万 7 千円 (一般財源 4,184 万 6 千円、国庫負担金(3/4) 1 億 2,370 万 1 千円)
【予算の主な内容】 特別障害者手当等給付金
【負担割合:国 3/4、県 1/4(市 1/4)】

1 特別障害者手当

【目 的】

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある重度障がい者に対し、その重度障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。

【実施主体】

県

【支給対象者】

障害基礎年金1級程度の障がい(身体障害者手帳1～2級程度)を重複して有するか、それと同等以上の障がいを有する 20 歳以上の在宅の障がい者で、日常生活において常時特別の介護を要する者(支給されない者:特別養護老人ホーム等の施設入所者、3か月超の入院者、所得制限該当者)

＜障がい程度の目安＞

おおむね次の障がいが重複するもの又はそれと同程度以上のもの

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視　覚	■	■				
聴　覚		■				
上　肢	■	■				
下　肢	■	■	■			
体　幹	■	■				
内　部	■					
知的障がい	知能指数おおむね20以下					
精神の障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度					

(注)脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取扱います。

【支給額(月額)】

R8.4 から
30,450 円

【経過等】

昭和 61 年度創設

(手当額改定)　(R4.4～) 27,300 円 → (R5.4～) 27,980 円 → (R6.4～) 28,840 円 → (R7.4～) 29,590 円 → (R8.4～) 30,450 円

【支給人員の推移】　(単位:人)

	R3	R4	R5	R6	R7
郡の月平均支給人員	404	396	379	366	362
(参考)市の月平均支給人員	1,897	1,914	1,965	1,945	1,956

2 障害児福祉手当

【目 的】

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の在宅の重度障がい児に対し、その障がいのため必要となる精神的･物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することによりその福祉の向上を図る。

【実施主体】

県

【支給対象者】

身体障害者手帳1、2級の一部、最重度の知的障がい又はそれと同等以上の障がいを有する 20 歳未満の在宅の障がい児で、日常生活において常時の介護を要する者(支給されない者:施設入所者、所得制限該当者、年金受給者)

＜障がい程度の目安＞

おおむね次の程度又はそれと同程度以上のもの

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視　覚	■	■				
聴　覚		■				
上　肢	■	■				
下　肢	■	■				
体　幹	■	■				
内　部	■					
知的障がい	知能指数おおむね20以下					
精神の障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度					

(注)脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取扱います。

【支給額(月額)】

R8.4 から
16,560 円

【経過等】

昭和 61 年度創設

(手当額改定)　(R4.4～) 14,850 円 → (R5.4～) 15,220 円 → (R6.4～) 15,690 円 → (R7.4～) 16,100 円 → (R8.4～) 16,560 円

【支給人員の推移】　(単位:人)

	R3	R4	R5	R6	R7
郡の月平均支給人員	140	146	155	153	151
(参考)市の月平均支給人員	649	638	636	640	632

3 福祉手当(経過措置)

【目 的】

特別障害者手当創設時に、現に従前の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に経過措置として手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。

【実施主体】

県

【支給対象者】

昭和 61 年3月 31 日において、従前の福祉手当の受給資格(身体障害者手帳1、2級の一部、重度の知的障がい又はそれと同等以上の障がい)を有する在宅の 20 歳以上の障がい者で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できない者(支給されない者:施設入所者、所得制限該当者、障害年金受給者)

【支給額(月額)】

R8.4 から
16,560 円

【経過等】

昭和 61 年度創設

(手当額改定) (R4.4～) 14,850 円 → (R5.4～) 15,220 円 → (R6.4～) 15,690 円 → (R7.4～) 16,100 円 → (R8.4～) 16,560 円

【支給人員の推移】 (単位:人)

	R3	R4	R5	R6	R7
郡の月平均支給人員	1	1	1	1	1
(参考)市の月平均支給人員	9	7	6	3	2

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㉕ 特別児童扶養手当給付事業

(根拠法令:特別児童扶養手当等の支給に関する法律
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
特別児童扶養手当等の支給に関する法律法施行規則)

【予算額及び内訳】 3,170 万 7 千円

(国庫委託金(10/10) 2,216 万 6 千円、諸収入 4 万 8 千円、一般財源 949 万 3 千円)

【予算の主な内容】 特別児童扶養手当の支給事務に要する経費(報酬(障害認定審査医報酬)、需用費(制度啓発用リーフレット等の作成)等、人件費(特別児童扶養手当事務員))

【目指す姿】

精神又は身体に障がいのある児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

【事業主体】

県(認定請求書類受理等は市町村)

【事業内容】

(1) 対象者:精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で監護又は養育している者に手当を支給

(2) 児童についての制限

ア 日本国内に住所がないとき
イ 障害を事由とする公的年金を受けることができるとき
ウ 児童福祉施設に入所したとき

(3) 受給者についての制限

ア 日本国内に住所がないとき

(4) 所得制限

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得額が一定額以上であるときは、手当を支給しない。
(8月～翌年7月)
(例) 扶養親族が 2 人の場合の所得制限限度額(平成 14 年8月～)
所得制限限度額: 5,356,000 円(収入額:7,284,000 円)

(5) 手当の支給時期

4月、8月、12 月の年3回(前月分までを支給、ただし 12 月期の支払日は 11 月 11 日)の定期払のほか、資格喪失、現況届提出遅延による随時払は毎月

(6) 手当月額(原則として毎年4月分から物価スライドを適用)

区　　分	1級該当児童 1人につき	2級該当児童 1人につき
平成27年4月	51,100円	34,030円
平成28年4月	51,500円	34,300円
平成29年4月～	51,450円	34,270円
平成30年4月～	51,700円	34,430円
平成31年4月～	52,200円	34,770円
令和2年4月～	52,500円	34,970円
令和4年4月～	52,400円	34,900円
令和5年4月～	53,700円	35,760円
令和6年4月～	55,350円	36,860円
令和7年4月～	56,800円	37,830円
令和8年4月～	58,450円	38,930円

【受給権者数の推移】(各年 12 月末現在、支給停止者除く)　　(単位:人)

年　　度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人　　数	7,079	7,461	7,910	8,234	8,844	9,197

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉖ 障がい者相談支援事業
(根拠法令:障害者総合支援法第 78 条)

【予算額及び内訳】 1億 9,804 万 1 千円
(一般財源 1 億 7,448 万 1 千円、国庫補助金(1/2) 2,356 万)

【予算の主な内容】 委託料(療育コーディネーター等の設置経費等)

【目指す姿】

障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、本人及び家族が抱える課題の解決を図る総合的な支援体制を整備する。

【現状】

障がい者のニーズの多様化により、相談内容も複雑化し、相談支援の質の向上が課題となっているため、地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図るとともに、自立支援協議会の活動等を通じて様々な機関と連携し、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。

【事業主体】

県(障がい福祉圏域ごとに社会福祉法人等に委託して実施)

【事業内容】

圏域の障がい者総合支援センター等へ生活支援ワーカー、療育コーディネーターを配置し、面接・電話・訪問等により主に就業に関する生活相談支援や障がい児等の療育支援を行う。

【各圏域(地域)の相談支援体制の中核となる基幹及び総合支援センター等】(令和8年3月現在)

圏域	センター等名	所在地	基幹
佐久	佐久広域連合障害者相談支援センター	佐久市	○
上小	上小圏域障害者総合支援センター(シェイク・ウィング)	上田市	○
諏訪	諏訪圏域障がい者総合支援センター　オアシス	諏訪市	○
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センター　きらりあ	南箕輪村	○
飯伊	飯伊圏域障がい者総合支援センター　ほっと　すまいる	飯田市	
木曽	木曽障がい者基幹・総合支援センター　ともに	上松町	○
松本	松本市障がい者基幹相談支援センター	松本市	○
〃(塩尻・山形・朝日)	塩尻・山形・朝日地域障がい者基幹相談支援センターボイス	塩尻市	○
〃(安曇野市)	安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター	安曇野市	○
〃(筑北三村)	筑北三村障がい者基幹相談支援センター	筑北村	○
大北	大北圏域障害者総合支援センター　スクラム・ネット	大町市	○
〃(池田町)	池田町障がい者等基幹相談支援センター	池田町	○
長野(長野市)	長野市障害者基幹相談支援センター	長野市	○
〃 (須高)	須高地域総合支援センター	須坂市	
〃(千曲・坂城)	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター	千曲市	○
北信	北信圏域障害者総合相談支援センター　ぱれっと	中野市	○

【事業の経過等】

平成 16 年 10 月～　県により各障害保健福祉圏域に「障がい者総合支援センター」設置
平成 19 年4月～　障害者自立支援法により相談支援事業の位置づけが変更され市町村と連携により実施
平成 21 年4月～　全障害保健福祉圏域において「障害者就業・生活支援センター事業」開始
令和 6 年4月～　障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化

㉗　相談支援給付事業

（根拠法令:障害者総合支援法第 94 条）

【予算額及び内訳】 計画相談支援給付事業　3 億 2,715 万 2 千円 （一般財源 3 億 2715 万 2 千円）

地域相談支援給付事業　　575 万 5 千円 （一般財源 575 万 5 千円）

【予算の主な内容】 市町村が実施する相談支援給付事業に要する経費の一部を補助

負担割合:【国】1/2(直接負担)、【県】1/4、【市町村】1/4

1　計画相談支援給付事業

【目指す姿】

障がい者の障害福祉サービスの適切な利用を支援するため、「サービス等利用計画」の作成及びサービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを実施した指定特定相談支援事業者に対し、「計画相談支援給付費」を給付する。

【事業主体】

市町村

【事業内容】

(1) サービス利用支援

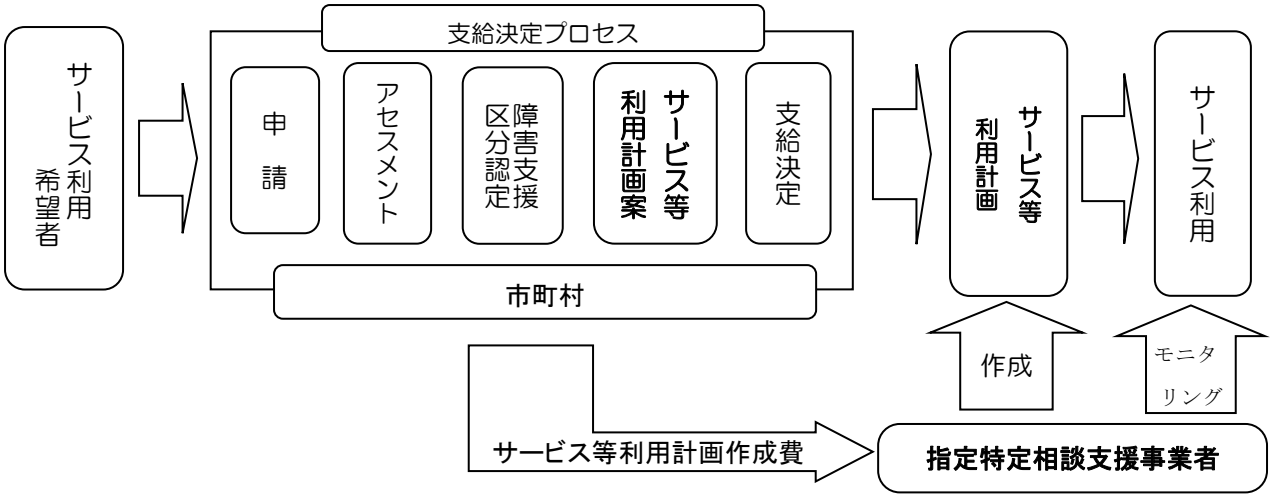
・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成

・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

(2) 継続サービス利用支援

・障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)

・サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨



【事業の経過等】

平成 17 年度　　制度創設

平成 21 年度　　支給決定障がい者等の利用する、対象障害福祉サービスの改正

平成 24 年度　　平成 26 年度までにすべての障害福祉サービス利用者を対象とするよう改正

2　地域相談支援給付事業

【目指す姿】

障害者支援施設や精神科病院に入所、入院等をしている障がい者に対し、住居の確保や福祉サービスの見学等の同行支援など、地域生活に移行するための支援や、常時の連絡体制や緊急対応等、地域定着のための体制を整備している指定一般相談支援事業者に対し、「地域相談支援給付費」を給付する。

【事業主体】

市町村

【事業内容】

(1) 地域移行支援

・入所施設や精神科病院への訪問による相談等

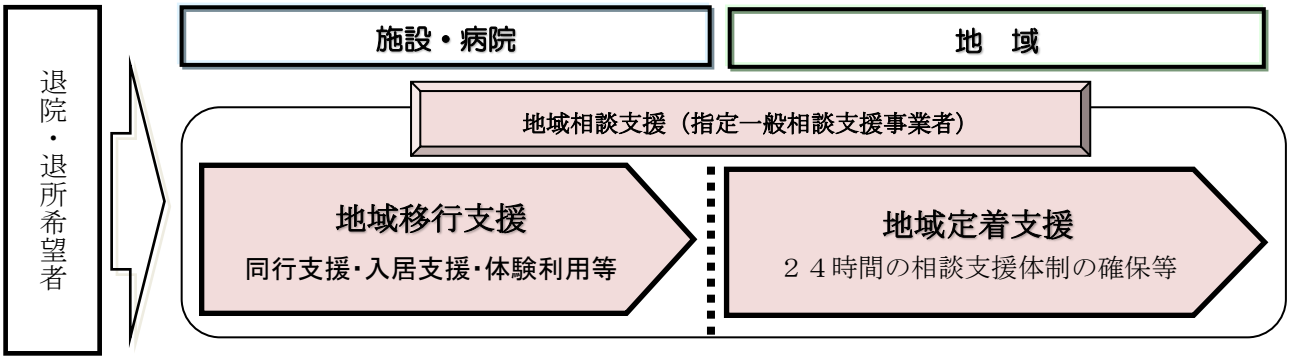
・地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援

・住居を確保するための入居支援等

(2) 地域定着支援

・常時(24時間)の連絡体制確保

・緊急訪問、緊急対応等



【事業の経過等】

平成 23 年度	制度創設
平成 25 年度	障害者総合支援法の改正により対象者に保護施設・矯正施設を追加
令和　6年度	内閣府令の改正により、地域定着支援対象者について、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な支援が見込めない状況ある場合が含まれることが明確化

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㉘ 身体障害者更生相談事業

（根拠法令:身体障害者福祉法第 11 条）

【予算額及び内訳】 1,256 万 3 千円 （諸収入 29 千円、一般財源 1,253 万 4 千円）

【予算の主な内容】 補装具及び更生医療の給付の判定に要する経費、リハビリテーションの推進に係る研修経費

【目指す姿】

身体障がい者の福祉に関して、市町村に対する専門的な技術的援助・助言並びに専門的知識・技術を必要とする相談指導及び医学的、心理学的、職能的判定その他これに付随した業務を行う。

【事業主体】

県 （県立総合リハビリテーションセンター）

【事業内容】

1 相談・判定業務

身体障がい者福祉の適正かつ公平な実施を図るため、市町村からの依頼による専門的知識・技術に基づく補装具・自立支援医療の給付の判定や一般相談、巡回相談及び身体障害者手帳の交付を実施

2 連絡調整

市町村が行う援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整・情報提供

3 研修事業

県内のリハビリテーション関係機関に従事する職員等に対する研修会を実施

【事業実績】 （単位:件）

	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数	7,889	6,472	6,776	6,852	7,457
判定件数	1,589	1,555	1,509	1,542	1,547
判定書等交付件数(補装具)	759	762	762	784	771
判定書等交付件数(自立支援医療等)	761	734	691	732	762
身体障害者手帳の交付	5,654	5,223	5,317	5,102	5,498

本年度より福祉行政報告例の項目及び件数に変更 （除く身体障害者手帳の交付件数）

【事業の経過等】

1 昭和25年 7月･･･長野県身体障害者更生相談所を設置

2 昭和49年11月･･･長野県身体障害者リハビリテーションセンターに移管設置

3 平成18年 4月･･･長野県立総合リハビリテーションセンターに名称変更

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㉙ 知的障害者更生相談事業
(根拠法令:知的障害者福祉法第12条、長野県知的障害者更生相談所条例)

【予算額及び内訳】 569 万円 4 千円 (一般財源 569 万円 4 千円)
【予算の主な内容】 精神科嘱託医師及び心理判定に係る経費等

【目指す姿】

知的障がい者の福祉に関して、市町村に対する専門的な技術的援助・助言並びに専門的知識・技術を必要とする相談指導及び医学的・心理学的・職能的判定その他これらに付随する業務を行う。

【事業主体】

県(児童相談所の心理担当職員等及び保健福祉事務所の知的障害福祉司が兼務)

【事業内容】

1 相談・判定業務

知的障がい者福祉を適正かつ公平に実施するため、専門的知識・技術に基づき療育手帳交付の適否、施設入所の必要性等の相談・判定を行う。

(最近 5 年間の実績) (単位:件)

区分＼年度	R03	R04	R05	R06	R07
療育手帳交付の適否	909	997	666	689	696
施設入所の適否	0	0	0	0	0
その他	117	174	201	159	162
計	1,026	1,171	867	848	858

2 療育手帳交付

知的障がい者が一貫した療育・援助を受けられるよう療育手帳を交付する。

(最近 5 年間の実績) (単位:件)

年度	R03	R04	R05	R06	R07
交付件数	572	788	776	829	844

【事業の経過等】

昭和 35 年9月 長野県精神薄弱者更生相談所を設置
昭和 46 年4月 長野県中央児童相談所に付置
平成 11 年4月 知的障害者福祉法改正に伴い、名称を長野県知的障害者更生相談所に改める。

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉚ 福祉就労強化事業
(根拠法令:地域生活支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 2,452 万 6 千円
(一般財源 1,226 万 3 千円、国庫補助金(1/2) 1,226 万 3 千円)
【予算の主な内容】 委託料

【目指す姿】

地域における企業や就労継続支援B型事業所等の連携を促進するとともに、事業所の計画的な工賃アップの取組を支援し、障がい者が地域で自立した生活を継続できる工賃の実現を目指す。

成果目標:工賃 23,301 円(2024) → 29,000 円(2029) (「長野県障がい者プラン 2024」により目標値を設定)

【現状】

・障がい者の経済的状況は、障害基礎年金(2級:月額約 6 万 9 千円)に就労継続支援B型事業所等での工賃を合わせても、9 万 2 千円程度にとどまっている。

・工賃アップに積極的な事業所では一定水準以上の工賃を確保しているが、工賃アップの意欲はあるが有効な手法がわからず工賃が伸び悩んでいる事業所など、工賃の格差が広がってきており、事業所の工賃実績や運営方針等に応じた支援が必要となっている。

【事業主体】

県(NPO法人等への委託により実施)

【事業内容】

NPO法人等に委託して、就労継続支援B型事業所等の工賃向上計画策定・実施の段階的なサポートと、就労活動や販売活動などの支援を行う。

(1) 地域連携促進コーディネーターの配置

就労継続支援B型事業所等と地域の企業等を結び付け、生産活動の活性化を図るスタッフを全県で4名配置

(2) 共同受注等強化支援の機能強化

① 共同受注等強化支援

共同受注窓口の情報提供体制を構築するため、関係者の参画する協議会の運営、共同受注の企画・調整を行う福祉就労コーディネーター(1名)を配置

② 民間専門技能活用支援

工賃アップの実践に必要な知識や技術を習得するため、民間の専門技能を有する人材を事業所へ派遣し研修を実施

(3) 工賃向上の取組への支援

工賃向上計画セミナーの開催(工賃向上の意義等の職員の意識向上、・事業再構築等による経営改善など)

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉛ 障がい者短期トレーニング促進事業
（根拠法令:障害者総合支援法、障害者雇用促進法）

【予算額及び内訳】 260 万円 （一般財源 260 万円）
【予算の主な内容】 補助金(実習者手当、傷害保険料等)

【目指す姿】

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援するため、障がい者本人及び関係機関がそれぞれの立場から就業に係る経験を積むことにより、障がい者の一般就労の促進を目指す。

【現　状】

・民間企業の障がい者の法定雇用率(2.5%)未達成企業の割合は 44.7%となっている。(令和7年6月1日現在)
・法定雇用率は、令和8年7月から 2.7%に引き上げられる。
・ハローワークを通じた障がい者の就職率は 47.4%(令和6年度)となっており、就職を希望する障がい者のより一層の就職率の向上が求められている。
・職場実習は、障がい者の一般就労に向けての準備段階として、企業と障がい者のマッチング(お互いを知る機会の提供)や、障がい者が自らの能力を知る機会として有効な手法である。
・関係機関でも類似の職場実習支援施策が実施されてきているが、手続きの煩雑性や本人の負担が大きい等の理由から、利用は限定的で、それらの事業を所管する機関からも当事業の活用について相談が寄せられる実態がある。

【事業主体】

障害者就業・生活支援センター受託法人

【事業内容】

・センター登録者が1か月以内かつ 60 時間を上限として行う短期の職場実習に係る経費を助成する。
対象経費:実習生手当 600 円/日、傷害保険料、事務費
・当事業は、①一般就労したいが複数の職種でどちらがいいか、また、自分の適性に合った職種が何かわからず悩んでいる、②職種は決まっているが、イメージどおりか不安なので少し働いてみたい、③身体・知的・精神すべての障がい者を対象者としているが、特に精神障がい者は、障がい特性として、職場実習とはいえ、いきなりフルタイムで長期間働くのは厳しく、過去に既存事業を断念したというような障がい者を対象者としてイメージしている。

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉜ 障がい者ITサポートセンター運営事業
(根拠法令:地域生活支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 358 万 6 千円 (一般財源 179 万 3 千円、国庫補助金(1/2)179 万 3 千円)

【予算の主な内容】 委託料(IT サポートコーディネーターの設置、講師等への謝金、費用弁償、需用費等の物件費)

【目指す姿】

パソコンやタブレット端末等のIT機器を活用して、自ら情報を自由に取得・発信することが可能となる障がい者を増やし、日常生活の利便性の向上と就労を含む社会参加の促進を図る。また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるITを活用したテレワークを推進し、障がい者の就労機会の増加を図る。

【現　状】

IT機器の利用が急速に進み、日常生活の利便性が向上しているが、障がい者の中には、その種別や障がい特性によって、一般的なパソコン等のサポートでは十分な支援が受けられず、IT機器の恩恵を得られない方がいるため、きめ細かなサポート体制が求められている。

【事業主体】

県(NPO法人等に委託して実施)

【事業内容】

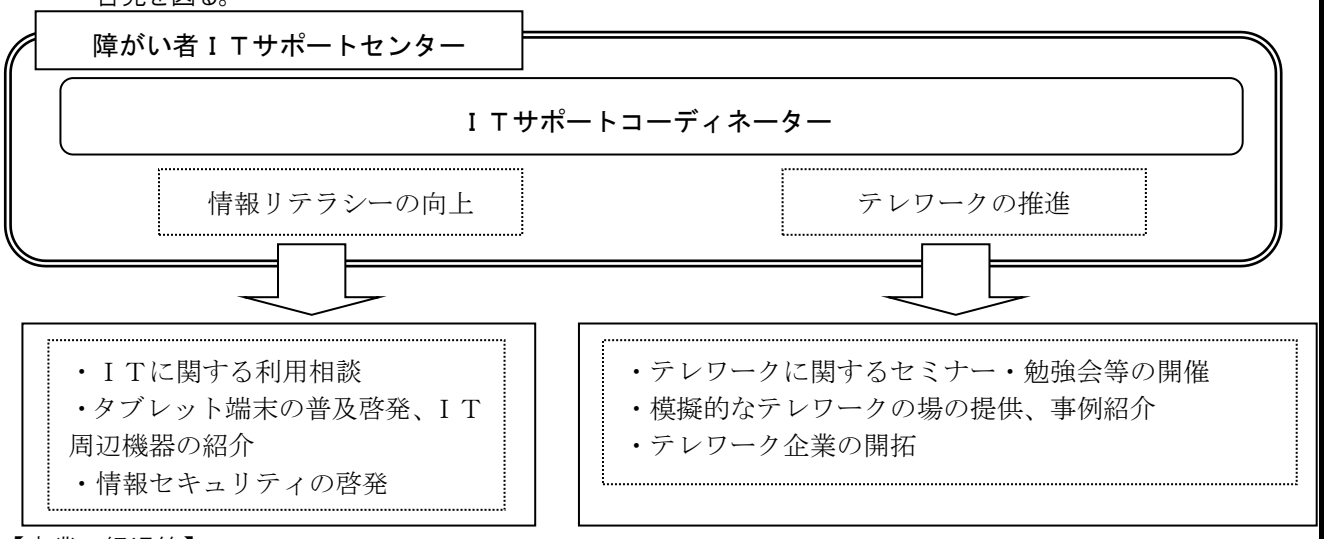
ITに関する総合的なサービス拠点として「IT サポートセンター」を県内に 1 か所設置し、「ITサポートコーディネーター」が以下の活動を行う。

(1) パソコン利用に関する相談・支援

・IT 利用に関する相談対応、情報提供を行う。
・タブレット端末の利用促進、障害福祉サービス事業所への訪問講習等

(2) テレワークの推進

・テレワーク推進のためのセミナーの開催
・企業訪問等により障がい者が請負可能な業務、テレワークの事例等を紹介し、障がい者のテレワークについて啓発を図る。



【事業の経過等】

平成 15 年度　事業開始。パソコンボランティアの養成に重点を置く。

平成 17 年度　ボランティア登録者が全県的に派遣対応が可能となり、スキルアップに重点を置く。

平成 19 年度　在宅就労のニーズが高まり、就労のためのIT講座を開催する等就労支援にも重点を置き始める。

平成 24 年度　信州型事業仕分けの結果を受け、関係団体等に広く事業の周知を実施

平成 27 年度　従来のパソコンボランティア事業を見直し、より就労支援を重視した事業に再構築

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉝ ステップアップオフィス事業(知的・精神障がい者チャレンジ雇用)
(根拠法令:障害者雇用促進法)

【予算額及び内訳】 1 億 6,617 万 7 千円 (一般財源 1 億 6,544 万 7 千円、諸収入 73 万円)
【予算の主な内容】 報酬及び共済費

【目指す姿】

障がい者が県で働く経験を通じて一般企業等への就職を目指す(ステップアップする)ことに加え、県組織が障がい者をはじめ多様な人材が活躍できる職場を目指していく(ステップアップしていく。)。

【現状】

・民間企業の障がい者の法定雇用率(2.5%)未達成企業の割合は 44.7%となっている。(令和7年6月1日現在)
・法定雇用率は、令和8年7月から 2.7%に引き上げられる。
・ハローワークを通じた障がい者の就職率は 47.4%(令和6年度)となっており、就職を希望する障がい者のより一層の就職率の向上が求められている。
・障がい者雇用を推進すべき立場にある県が、より一層積極的に障がい者雇用に取り組む必要があるとともに、障がい者をはじめ高齢者等の多様な人材が活躍できる職場環境づくりに努める必要がある。

【事業主体】

県(直接雇用により実施)

【事業内容】

1 主に知的・精神障がい者の雇用機会拡大のため、本庁及び現地機関に非常勤職員として雇用。

(1) 対象者 原則として障害者手帳所持者
(2) 身分・勤務条件等 身分:会計年度任用職員
勤務時間・勤務日:原則 1 日6時間・月20日以内
報酬:時給 1,250 円(その他通勤費用相当額加算)
(3) 雇用期間 採用日から当該年度末(更新可。最長 3 年)
(4) 採用予定者数 38 人(本庁 18 人、現地機関 20 人)

○雇用実績 ※障害者雇用状況調査日(毎年 6 月 1 日)現在

年度	知的障がい者	精神障がい者	身体障がい者	計
R5	2人	11 人	2人	15 人
R6	1人	14 人	4人	19 人
R7	2人	17 人	4人	23 人

2 障がい者活躍サポーターの配置

障がいのある職員の相談・支援を行うサポートスタッフを本庁及び各地域振興局に配置
本庁 2名 地域振興局 9名

【事業概要(障がい者支援課共生社会推進係)】

㉞ 人口減少下における農福連携促進事業
(根拠法令:地域生活支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】3,587 万 5 千円 (国庫補助 1,621 万 5 千円 一般財源 1,966 万円)

【予算の主な内容】 委託料

【目指す姿】

障がい者就労施設の利用者の農業分野での就労を促進することによって、新たな働き手の確保につなげ、農業分野の人手不足を緩和・解消を図るとともに、障がい者の働く場の拡大、工賃向上により、生きがいづくりにつなげる。

成果目標:工賃 23,301 円(2023) → 29,000 円(2029) (「長野県障がい者プラン 2024」により目標値を設定)

:農業に取り組む就労継続支援事業所数 159 所(2023)→180 所(2029)

【現状】

・農作業には、除草、種まき、植付け、剪定、収穫、選別、箱(袋)詰めなど様々な作業があり、これらの作業を細分化することで、障がい者一人ひとりの特性に合った作業の割り当てが可能になるため、様々な種別の障がい者が活躍できる分野となっているとともに、農業分野にとっても障がい者就労施設の利用者の農業分野での就労を促進することにより新たな働き手の確保につながり、農業分野の人手不足の緩和・解消を図ることができる。

・しかし、農福連携について、特に農業者を中心に認知度が不足しており、障がい者の更なる活躍の場の拡大のためには農福連携の認知度の向上を図る必要がある。

・農福連携の推進にあたり、専任のコーディネーター、技術指導員、サポーターによる支援体制の構築は農家・事業所双方にとって必要となっている。

【事業主体】

県(農福連携の取組を全県的に行う団体等への委託により実施)

【事業内容】

(1) 農業分野における担い手創出・事業所技術支援

・農福連携促進コーディネーターを全県で4名配置し、農家と障がい者就労施設のマッチングを支援

・農福連携技術指導員を配置(2名)し、障がい者就労施設への技術指導や農福連携サポーターへの相談支援援・指導を実施

・農福連携サポーターを派遣(全県)し、作業の切り出しや障がい特性に合った作業手順を指導

(2) 農福連携 PR・推進拡大支援

・農福連携の認知度向上のため、優良事例の発信や農福連携の現場見学会を開催

・農福連携への新規参入を促進するため、障がい者就労施設に対して農業器具や熱中症対策に関する資材等の購入費用を助成

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㉟ 盲人ホーム運営事業

（根拠法令:障害者総合支援法第 78 条第 2 項、地域生活支援事業費等補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 417 万 3 千円 （一般財源 208 万 7 千円、国庫補助金(1/2) 208 万 6 千円）

【予算の主な内容】 盲人ホームの運営のために必要な報酬、給料、需用費、役務費等に対する補助

【目指す姿】

あん摩師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障がい者であって、自営又は雇用されることが困難な者に対して、盲人ホームおいて必要な技術指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立更生を図る。

【現　状】

あん摩師、はり師、きゅう師の免許を取得した視覚障がい者に対し、県内唯一の盲人ホームとして、開業前の技術指導等を行い、視覚障がい者の自立更生につなげている。

【施設の概要】

設 置 主 体　　(社福)長野県視覚障害者福祉協会

開　設　日　　平成7年4月1日

所　在　地　　松本市旭2-11-39

【事業内容】

・施術室の利用

一般患者に施術を行う。

利用者数　　337人 施術回数　　952回（令和7年度実績）

・技術研修

技術的な疑問等について随時指導員が指導を行う。

【事業の経過】

平成 7年度 国庫補助制度創設

平成18年度 地域生活支援事業として統合補助金化

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊱ 視覚障がい者総合支援事業

(根拠法令:国 地域生活支援事業実施要綱、地域生活支援促進事業実施要綱

県 障がい者社会参加促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 1,106 万 9 千円 (一般財源 555 万 5 千円、国庫補助金(1/2) 551 万 4 千円)

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料等

【目指す姿】

視覚障がい者等に対して、社会生活上必要な情報の提供、訓練等を行い、社会活動への参加を支援する。

【実施主体】

県(社会福祉法人等に委託して実施)

【事業内容】

(1) 点字・声の広報等発行事業

行政情報や生活情報等日常生活上必要な情報を、点訳・朗読奉仕員により点訳・音声化し、視覚障がい者に提供する。

(2) 点字等による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される新聞・雑誌等の情報を点字により視覚障がい者に提供する。

(3) 生活訓練等事業

・中途視覚障がい者等に対し指導員を派遣し、自立生活に必要な訓練を行う。

・点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や、福祉機器の活用方法等の講習会を開催し、日常生活場必要な指導を行う。

(4) 身体障がい者補助犬給付事業

重度の視覚障がい者、聴覚障がい者又は肢体不自由者で希望する者に身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を給付する。

(5) 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する指導者養成研修への参加者に対し、受講料等について助成する。

利用実績

(1)点字・声の広報等発行事業

延活動回数	R3	R4	R5	R6	R7
点 訳	638 回	572 回	382 回	439 回	439 回
朗 読	988 回	1,047 回	799 回	703 回	697 回

(2) 点字等による即時情報ネットワーク事業

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
点字で提供	240 回	240 回	204 回	203 回	132 回

(3) 生活訓練等事業

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
中途視覚障がい者生活訓練	17 人	13 人	18 人	16 人	10 人
視覚障がい者生活訓練	38 人/4 回	29 人/4 回	77 人/5 回	61 人/4 回	145 人/ 4 回

(4) 身体障がい者補助犬給付事業(給付頭数)

年　度	S56～H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
盲導犬	101	1	1	1	2	1	1	3	2	2	115
介助犬	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
聴導犬	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

※聴導犬は平成 13 年度から、介助犬は平成 15 年度から給付対象

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊲ 聴覚障がい者総合支援事業

(根拠法令:障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱、地域生活支援促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 1,094 万円(一般財源 390 万 8 千円、国庫補助金(1/2)390 万 6 千円、諸収入 312 万 6 千円)

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料

【目指す姿】

聴覚障がい者が生活する上で必要な情報の確保、コミュニケーションに必要な手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣等を行うことにより聴覚障がい者の社会参加を推進する。

【事業主体】

県(委託にて実施)

【事業内容】

1 聴覚障がい者社会生活訓練事業

聴覚障がい者に対して、コミュニケーションの方法等日常生活上必要な訓練・指導を行う。

2 手話通訳者・要約筆記者養成等研修事業

聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対して講習会・研修会等により手話通訳・要約筆記の指導を行い、手話通訳者、要約筆記者を養成する。

3 字幕入りビデオライブラリー事業

情報確保の困難な聴覚障がい者等に対し、情報提供を行うため、字幕や手話を付加した DVD を製作する。

4 意思疎通支援者派遣事業

聴覚、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。

手話通訳者を派遣できない事態に備え、遠隔手話通訳システムの基盤を整備する。

【利用実績】

1 聴覚障がい者社会生活訓練事業

	R3	R4	R5	R6	R7
回数	21 回	21 回	21 回	21 回	16 回
参加者	316 人	433 人	462 人	521 人	446 人

2 手話通訳者・要約筆記者養成等研修事業(受講者数)

	R3	R4	R5	R6	R7
手話通訳者	35 人	36 人	27 人	29 人	38 人
要約筆記者	15 人	27 人	39 人	34 人	38 人

3 字幕入りビデオライブラリー事業

	R3	R4	R5	R6	R7
製作番組数	58 本	40 本	33 本	20 本	34 本
製作本数	62 本	45 本	34 本	18 本	21 本

4 意思疎通支援者派遣事業

	R3	R4	R5	R6	R7
派遣回数	8回	9回	9回	12 回	10 回
派遣人数	29 人	50 人	41 人	54 人	43 人

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊳ 盲ろう者支援事業

(根拠法令:国 地域生活支援事業実施要綱

県 障がい者社会参加促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 223 万円 3 千円 (一般財源 47 万 2 千円、国庫補助金(1/2)47 万 1 千円、諸収入 129 万円)

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料

【目指す姿】

重度盲ろう者に対し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣するとともに、通訳・介助員等の資質向上研修会を通じ、重度盲ろう者の福祉の向上を図る。

【実施主体】

県(社会福祉法人等に委託して実施)

【事業内容】

(1) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

利用申込みのあった重度盲ろう者に対し通訳・介助員を派遣し、コミュニケーションの支援及び移動の介助等を行う。

(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

通訳・介助員の資質向上のため、通訳・介助員養成研修会を実施する。

【県内の盲ろう者数】

視覚と聴覚の重複障害で身体障害者手帳の交付を受けている者 176名 (令和8年3月末日現在)

【事業の経過等】

・全国盲ろう者協会が、平成3年度から福祉医療機構助成により「通訳・介助員派遣事業」を実施してきたが、平成 20 年度をもって同事業を廃止する。

・平成 18 年 10 月から盲ろう者通訳・介助員派遣事業及び盲ろう者通訳・介助員養成研修事業が、都道府県地域生活支援事業に位置付けられる。

・平成 22 年度まで全国盲ろう者協会が実施する通訳・介助員養成研修会へ受講者の派遣を行っていたが、より効率的な養成のため、平成 23 年度から県内で養成研修会を実施。

・平成 25 年度から中核市も両事業が必須事業化されたことに伴い、平成 26 年度より長野市、令和 3 年度より松本市と共同実施。

・令和8年度から派遣事業については、柔軟に対応するよう中核市は単独で実施。

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊴ 音声機能障がい者発声訓練･指導者養成事業

(根拠法令:障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 81 万 1 千円 (一般財源 40 万 6 千円、国庫補助金(1/2)40 万 5 千円)

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料

【目指す姿】

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

【事業主体】

県(委託にて実施)

【事業内容】

1 発声教室を開催し、食道発声訓練及び人工喉頭による発声訓練等を行う。

2 音声機能障がい者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者を指導者養成研修会に派遣する。

【事業実績】

1 発声訓練等 (単位:回、人)

会場	R3		R4		R5		R6		R7	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
長野	8	59	24	190	34	337	33	322	38	283
松本	10	145	18	164	41	412	39	437	41	464
伊那	休講中		休講中		休講中		休講中		休講中	
佐久	0	0	1	5	33	154	36	147	32	119
諏訪	5	15	6	18	10	20	11	22	11	22
飯田	0	0	8	40	18	61	19	101	20	83
合計	23	219	57	417	136	984	138	1029	142	971

参加者数は延べ人数

会場:長野(長野赤十字病院)、松本(信州大学医学部附属病院)、伊那(休講中)、佐久(佐久総合病院)、諏訪(諏訪赤十字病院)、飯田(飯田市立病院)

2 指導者養成研修会

	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数	ー人	ー人	4 人	4 人	4 人
開催地	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	埼玉県大宮市	神奈川県海老名市	東京都江東区

【事業概要(障がい者支援在宅支援係)】

⑩ 手話通訳者設置事業

(根拠法令:障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱、健康福祉部関係会計年度任用職員設置要綱、手話通訳事務員業務実施要領)

【予算額及び内訳】 4,973 万 1 千円 (一般財源 2,485 万 7 千円、国庫補助金(1/2)2,485 万 6 千円、諸収入 1 万 8 千円)

【予算の主な内容】 手話通訳事務員設置に係る人件費等

【目指す姿】

県庁及び保健福祉事務所に手話通訳者を設置することにより、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が円滑に意思疎通を行うことを支援し、福祉の向上と社会参加の促進を図る。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 身 分

会計年度任用職員(パートタイムまたはフルタイム)

2 設置課所

障がい者支援課1名、北信を除く保健福祉事務所福祉課9名、計10名

3 職 務

① 行政事務一般に係る手話通訳

② 所属長が特に必要と認める手話通訳

③ 地域住民に対する手話の普及

④ 市町村が行う手話に係る事業に対する技術的援助(手話通訳者派遣事業のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ)

⑤ 地域の手話通訳者の把握及び市町村等への情報提供

【事業の経過等】

	設置箇所	備考
昭和 63 年 4 月1日	社会部障害者支援課	全県 1 名配置
平成 2 年 4 月 1 日	松本保健福祉事務所	北信・中信配置
平成 4 年 8 月 1 日	伊那 〃	北信・中信・南信配置
平成 5 年 10 月 1 日	上田 〃	北信・東信・中信・南信配置完了
平成 10 年 4 月 1 日	佐久 〃	
平成 12 年 4 月 1 日	諏訪 〃	
平成 13 年 4 月 1 日	飯田 〃 木曽 〃 大町 〃 北信 〃	10 圏域配置完了
平成 15 年 4 月 1 日		手話通訳業務嘱託員の頸肩腕特殊検診開始
令和4年4月1日	長野保健福祉事務所	障がい者支援課が兼務していたが長野保福に専属で配置し、北信保福を障がい者支援課が兼務する体制に変更

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊶ 情報保障・コミュニケーション支援事業

【予算額及び内訳】 31 万 7 千円 (一般財源 31 万 7 千円)

【予算の主な内容】 音声文字変換システム等の使用料

【目指す姿】

主に聴覚障がい者との会話において、パソコンやスマホ等を使って内容をリアルタイムに文字化できる音声文字変換システムを利用し、障がい者等のコミュニケーションの支援を図る。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 音声認識、文字化機能

音声認識技術を使って会話・スピーチをリアルタイムに文字化

2 多言語翻訳機能

自動翻訳技術を使って指定の言語にリアルタイムで翻訳(168 以上の言語に対応)

【主な活用方法】

1 受付、案内窓口での対応

- ➢ 発声できるが聞こえない方【難聴者・中途失聴者】
- ➢ 聞こえない方【ろうあ者】
- ➢ 日本語が話せない方【外国籍等】

2 会議、研修会等での活用

発言内容がリアルタイムにスクリーンに字幕化できるため、コミュニケーションが容易に図られ、議事録も簡単に作成できる。

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊷ 情報保障・コミュニケーション支援研究会事業

【予算額及び内訳】 12 万 6 千円 (一般財源 12 万 6 千円)

【予算の主な内容】 研究会開催に係る諸経費(報償費、旅費等)

【目指す姿】

障がいのため、情報の取得や利用又は意思疎通に困難が生じている者に対する支援のあり方等を検討する。

【現状】

○平成 23 年の改正障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定された。

○手話が広く社会に普及している状況にないことから、県では手話言語条例を制定し、手話が言語であることの理解を促進し、手話を普及するための取組を進めている。

○要約筆記、点字、音訳その他のコミュニケーション方法を必要とする障がい者についても、障がいやコミュニケーション方法等についての理解が十分ではないことから、理解・啓発を進め、支援の充実を図る必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

(1)実施内容

障がい者の情報保障やコミュニケーションを支援するため、有識者や県内の障がい者団体等から課題や支援のあり方等に係る考え方などを伺い、施策の充実に向けた検討を進める。

(2)研究会委員

ア 有識者 2名

イ 障がい者団体 10 団体(県身体障害者福祉協会、県視覚障害者福祉協会、県聴覚障害者協会、信州難聴者協会、盲ろう者りんごの会、県信鈴会、県失語症友の会、県手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会連合会)

ウ 意思疎通支援者団体 4団体(県手話通訳士協会、県要約筆記連絡会、県言語聴覚士会、長野県手話通訳問題研究会)

(3)検討経過

	開催日	検討内容
第1回	平成 27 年 10 月 29 日	情報保障・コミュニケーション支援の状況について
第2回	平成 28 年 2 月 8 日	情報保障・コミュニケーション支援に係る課題等について
第3回	平成 28 年 8 月 22 日	情報保障・コミュニケーション支援研究会の役割について 障害者計画の検討について(情報保障・コミュニケーション支援関係)
第4回	平成 30 年 1 月 29 日	情報保障・コミュニケーション支援のあり方について
第5回	平成 30 年 6 月 18 日	「バリアフリーマップ」の作成、好事例の発信について
第6回	平成 30 年 11 月 26 日	「バリアフリーマップ」の作成、好事例の発信について
第7回	令和元年 12 月 23 日	台風 19 号における情報保障・コミュニケーションについて情報交換等
第8回	令和4年 10 月 25 日	「情報保障とコミュニケーション支援～今後の展望～」 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」について 「わかりやすい印刷物」の作り方について
第9回目	令和5年 11 月8日	「会議開催時に必要な対応チェックリスト」「講演会等のイベント開催時に必要な対応チェックリスト」の作成について
第 10 回目	令和6年 11 月 22 日	「庁舎管理のチェックリストについて」「案内・誘導時のチェックリスト」の作成について

第 11 回目	令和7年 11 月 18 日	講義「長野県障がい者共生条例について」 研究会の今後のテーマについて検討

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㊸ 点字図書館運営事業

(根拠法令:身体障害者福祉法第 34 条、身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱)

【予算額及び内訳】 1,885 万円 (一般財源 942 万 5 千円、国庫負担金 942 万 5 千円)

【予算の主な内容】 点字図書館の運営のために必要な報酬、給料、需用費、役務費等に対する補助

【目指す姿】

視覚障がい者に対し点字刊行物・録音物の貸出・閲覧等を行うとともに、点訳・朗読等を行う者の養成その他の事業を行う点字図書館の運営費を支援することにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

【現　　状】

県内唯一の点字図書館として、点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出し・閲覧事業、点訳・朗読奉仕事業等の指導・育成等を行い、視覚障がい者の福祉の向上を図っている。

【設置主体】

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会(運営を上田市に委託)

【施設の概要】

開 設 日　昭和49年4月1日

所 在 地　上田市材木町1-2-5

蔵書数(令和8年3月31日現在)　点字図書　37,288冊

デジタル図書　7,512タイトル

利用状況　(単位:人、人、冊、枚)

区 分	R3		R4		R5		R6		R7	
	点字	デジタル	点字	デジタル	点字	デジタル	点字	デジタル	点字	デジタル
登録者数	309	229	302	228	291	230	285	225	50	40
貸出延人数	1,312	762	1,159	686	1,253	1,852	1062	670	1011	606
貸出延数	3,147	1,456	2,269	907	2,504	2,970	2355	944	2141	791

【施設の沿革】

昭和30年6月　長野県点字図書館開設(設置者　上田市)

昭和49年4月　現在地に新築移転(設置者　長野県身体障害者福祉協会)

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㊹ 聴覚障がい者情報センター運営事業
（根拠法令:身体障害者福祉法第34条、長野県障がい者福祉センター条例）

【予算額及び内訳】 2,941 万 7 千円 （一般財源 1,806 万 2 千円、国庫負担金 1,135 万円 5 千円）
【予算の主な内容】 施設管理運営にかかる経費(指定管理料)

【目指す姿】

県内唯一の聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障がい者が日常生活の中で必要な情報の提供をはじめ、生活上の様々な相談やコミュニケーション支援等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

【現　状】

・生活相談には、他の支援機関への取り次ぎや連携が必要な案件が増加傾向にある。
・施設の利用予約等、意思疎通が困難な生活上の問題について、支援のニーズが増加傾向にある。
・字幕付DVD等の貸出・閲覧の利用者数は減少傾向にある。

【事業主体】

県　（指定管理者:社会福祉法人長野県聴覚障害者協会）

【施設の概要】

閲覧室、ビデオ編集室、相談室、事務室、保管庫

【事業内容】

1 字幕付きビデオ・DVDや図書等の貸出・閲覧
2 生活相談
3 手話通訳者の派遣調整
4 電話代行サービス
5 生活講座
6 情報機器の貸出

【利用実績】

区　分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
図書、DVD・ビデオの貸出	375 人	478 人	565 人	846 人	659 人	522 人
図書、DVD・ビデオの閲覧	3,428 人	3,208 人	4,517 人	4,517 人	4,504 人	2,698 人
生活相談	471 件	637 件	666 件	650 件	638 件	739 件

【沿革】

平成10年4月　長野県障害者福祉センター内に長野県聴覚障害者ライブラリーとして開所
平成18年4月　指定管理者制度導入
　　名称を「長野県聴覚障害者情報センター」に変更
平成26年4月　名称を「長野県聴覚障がい者情報センター」に変更

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㊺ 障がい者福祉センター(サンアップル)運営事業

(根拠法令:身体障害者福祉法第 31 条、長野県障がい者福祉センター条例)

【予算額及び内訳】 3 億 734 万 5 千円

(一般財源 3 億 732 万 9 千円、諸収入 1 万 6 千円)

【予算の主な内容】 施設の管理運営経費(指定管理料等)

【目指す姿】

スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動や各種研修等を通じて、県内の障がい者の健康増進と社会参加を促進する。

【現　状】

障がい者のニーズに対応したスポーツや文化活動の定期教室や講座を開催し、県下における中核施設として利用されている。センター(長野市)を利用できない障がい者のスポーツ、レクリエーション活動を支援するため、駒ヶ根、松本、佐久、ながのを地域拠点(サンスポート)としてスポーツ指導員による出張スポーツ教室を実施している。

【事業主体】

県　(指定管理者:社会福祉法人長野県社会福祉事業団)

【施設の概要】

［スポーツ施設］　・屋内温水プール(25m、6レーン)
・体育館(バスケ1面・練習2面、バレーボール2面)
・卓球室(卓球台2台、盲人卓球台1台)
・トレーニング室
・遊戯室(障がい児・重度障がい児用遊具)
・テニスコート(2面、全天候)
・アーチェリー場(6的)
・陸上トラック(200mトラック、フィールド競技場)
・運動広場

［文 化 施 設］・多目的ホール(客席 198 席、車椅子席 12 席)、会議室4室、和室1室、ボランティア室(1 室)

［宿　泊　室］・2人部屋(2室)、4人部屋(4室)　計 20 人宿泊(洋室3、和室3)

【事業内容】

1 スポーツ事業
スポーツ相談支援、スポーツ・運動教室、スポーツ大会・イベント、スポーツ・運動研修会、研究・開発、
サンスポート(駒ヶ根、まつもと、佐久、ながの)による出張スポーツ教室等

2 文化芸術事業
障がい者文化芸術祭、巡回による芸術作品展、文化芸能発表会、鑑賞会、文化教室・文化活動体験会、
文化活動支援者養成・ネットワーク会議の開催　等

3 地域貢献活動
関係機関との連携、地域との連携によるスポーツ・運動支援のネットワーク支援、地域スポーツ大会等への協力

4 研修・養成事業
ボランティア養成研修会

5 啓発・広報事業
ホームページ活用による情報提供、広報誌「まるかじりサンアップル」の発行

【令和7年度利用実績】　(単位:人)

サンアップル					サンスポート				合計
体育施設	文化施設	宿泊施設	ロビー・イベント	館外事業	駒ケ根	まつもと	佐久	ながの	
91,055	15,387	876	751	962	8,261	2,834	2,991	1,309	124,426

【沿革】

平成10年 4月　長野県障害者福祉センター開所
平成15年 8月　サンスポート駒ヶ根開所
平成18年 4月　指定管理者制度導入
平成18年11月　サンスポートまつもと開所
平成21年10月　サンスポート佐久開所
平成26年 6月　サンスポートながの開所
平成26年 4月　名称を「長野県障がい者福祉センター」に変更

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

㊻ 障がい者芸術文化活動普及支援事業
(根拠法令:障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

【予算額及び内訳】 1,450 万円 (文化振興基金 478 万 3 千円、こども未来支援基金 150 万円、
国庫補助 821 万 7 千円)

【予算の主な内容】 委託料(人件費、事務費等)

【目指す姿】

「長野県障がい者芸術文化活動支援センター(愛称:ザワメキサポートセンター)」を運営し、芸術文化活動に取り組む障害福祉サービス事業所等を増やすとともに、表現作品の発表等を通じた交流機会を拡充することで、障がい者の芸術文化活動の振興と共生社会の実現を図る。

【現 状】

様々な障がいがある方が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができる支援体制を整備するため、芸術文化活動に取り組む障がい者や障害福祉サービス事業所等への相談支援、芸術文化活動を支援する人材育成が必要である。

【実施主体】

県(事業者に委託して実施)

【事業内容】

1 事業所等に対する相談支援
2 芸術文化活動を支援する人材の育成
3 関係者のネットワークづくり
4 発表等の機会の創出
5 情報収集・発信
6 作品のレンタル事業
7 子どものアート活動支援

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑰ 障害者自立支援医療給付事業
(根拠法令:障害者総合支援法第 58 条)

【予算額及び内訳】 更生医療　　2 億 9,279 万 7 千円 (一般財源 2 億 9,279 万 7 千円)
育成医療　　162 万 5 千円 (一般財源 162 万 5 千円)
療養介護医療　　9,112 万 3 千円 (一般財源 9,112 万 3 千円)

【予算の主な内容】 ・身体障がい者(児)の障がいを除去又は軽減するための医療に係る医療費の自己負担額軽減のための給付。
負担割合:更生医療 【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4
育成医療 【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4
・療養介護施設が行う療養介護のうちの医療に係る費用を給付。
負担割合:療養介護医療 【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4

【目指す姿】
障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援医療給付の円滑な実施を図る。

更生医療　障害者総合支援法に基づき、身体障がい者の障がいの除去又は軽減を図り、自立した日常生活と社会生活を営むために必要な医療を実施する。
育成医療　障害者総合支援法に基づき、児の生活能力の向上を図り、児の健全なる育成に寄与する。
療養介護医療　障害者総合支援法に基づき、医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において行われる療養介護のうち、医療に係るものを提供する。

【事業主体】
更生医療　市町村
育成医療　市町村
療養介護医療　市町村

【事業内容】
1　対象者　　身体障がい者(児)

2　費用負担　　定率一割負担(世帯の所得に応じて月額上限額あり)

3　更生医療・育成医療の指定医療機関の指定状況(令和8年4月1日現在)(中核市を除く)
医療機関(薬局含)　　778 箇所

4　療養介護事業所の指定状況(令和8年4月1日現在)
事業所　7箇所

5　事業費の推移

年　　度	R3	R4	R5	R6	R7
決算額(千円)	391,642	380,020	371,526	364,128	370,538
実施市町村数	70	69	69	68	67

平成18年　4月　　障害者自立支援法による自立支援給付(自立支援医療給付)に移行
平成18年10月　　大都市特例の廃止、負担割合の変更により市分(中核市含む) を県が負担
平成22年　4月　　対象となる障がいに肝臓機能障がいが追加
平成25年　4月　　育成医療の実施主体を県から市町村に移管
平成26年　4月　　障害者医療費国庫負担金交付要綱一部改正に伴い、療養介護医療給付事業を障害者自立支援給付費(施設)負担金から障害者医療費国庫負担金へ移行

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

㊽ 在宅重度心身障がい児集団療育事業
（根拠法令:在宅重度心身障がい児集団療育事業補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 127 万 8 千円 （福祉基金 127 万 8 千円 ）
【予算の主な内容】 在宅重度心身障がい児集団療育事業に要する経費のうち、医師、看護師及び訓練士等に対する報償費及び費用弁償、会場及び診断器具・器材の使用料、参加障がい児及び付添人の宿泊費

【目指す姿】
在宅の重度心身障がい児等とその保護者が合宿等を通じて集団遊戯の他、医療関係者を交えた学習、生活指導、機能回復訓練、介助訓練、各種相談等により、心身のリフレッシュや療育上の知識・技術の習得を図る。

【現状】
在宅の重度心身障がい児を介護している家族の負担は重く、24 時間 365 日続く心労と身体的疲労が、家族の生活に重くのしかかっている。一方で、継続的な療育により、在宅重症児の心や知を育て、生活や人生の質を高めるとともに、障がい児の可能性を追求するためには、同居する家族等が機能訓練等の専門的な知識を身につけて、介護に当たることが重要であるが、団体の主催する事業参加者は例年ほぼ横ばいになっている。

【事業主体】
県

【事業内容】
1 対象団体
在宅の重度心身障がい児等とその保護者を合宿させ、在宅重度心身障がい児集団療育事業を行う次の団体
（1） 日本筋ジストロフィー協会長野県支部
（2） 長野県手をつなぐ育成会
（3） 長野県ことば・きこえ親の会
※令和7年度事業を行ったのは、長野県手をつなぐ育成会の1か所

2 実施内容
・在宅の重度心身障がい児、知的障がい児及びその保護者の合宿
・集団遊び、各種の体験学習
・専門医による診断、理学療法士による機能回復訓練等の実施

【事業の経過等】

昭和 54 年	要綱制定
	対象団体:県肢体不自由児者父母の会、日本筋ジストロフィー協会県支部
昭和 58 年	要綱改正
	追加団体:県手をつなぐ親の会(現:県手をつなぐ育成会)
平成 13 年	長野県福祉基金活用事業に組み入れる。
平成 17 年	要綱改正
	追加団体:県ことば・きこえ親の会
令和7年	要綱改正
	除外団体:長野県肢体不自由児者父母の会 （会の解散に伴う）

【事業概要(障がい者支援課管理係)】

⑭ 高次脳機能障害者総合支援事業

（根拠法令：地域生活支援事業費等補助金交付要綱、障害者総合支援法第 95 条第 2 項第 2 号）

【予算額及び内訳】 2,052 万円 5 千円 （一般財源 1,026 万 7 千円、国庫補助金(1/2) 1,025 万 8 千円）

【予算の主な内容】 支援拠点病院への相談支援業務委託、総合リハビリテーションセンターへの支援職員の配置、啓発用リーフットの作成、支援コーディネーター配置による地域での支援体制構築等

高次脳機能障害者支援センター等における支援

【目指す姿】

高次脳機能障害者に対する診断、相談支援等の体制を確立し、家庭復帰や就労等に向けた支援を行う。

【現　状】

診断基準の定着が不十分で高次脳機能障害と診断されず必要な訓練やサービスを受けられない方や、障がい特性により周囲の理解を得られず精神的負担を抱える当事者・家族も多く、医療・福祉サービス・就労等について、関係機関の連携による地域での支援体制整備が必要とされている。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 高次脳機能障害者支援センター

(1) 実施機関　総合リハビリテーションセンター　令和8年4月1日 指定

(2) 経過等　令和8年4月1日に施行された高次脳機能障害者支援法に基づき、各都道府県が設置

(3) 役割　① 高次脳機能障害者及びその家族等に対し、相談・情報の提供を行う

② 高次脳機能障害者の特性に応じた専門的な支援

③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等に対する高次脳機能障害についての情報提供及び研修の実施

④ 関係機関との連絡調整　等

2 高次脳機能障害者自立支援訓練事業

（1） 実施機関　総合リハビリテーションセンター

（2） 対 象 者　高次脳機能障害により社会生活や就労に関する訓練を必要とする者

（3） 事業内容

高次脳機能障害診断及び職能評価等を行うとともに、「日常生活」及び「就労」に関する訓練を実施

3 高次脳機能障害支援普及事業(257 万円)

（1） 実施機関　高次脳機能障害支援拠点病院(佐久総合病院、桔梗ヶ原病院、健和会病院、総合リハビリテーションセンター)

（2） 事業内容

ア 高次脳機能障害に関する相談窓口及び担当者を配置し、医療・福祉サービスや就労等に関する相談支援等を実施

イ 高次脳機能障害に関する啓発研修の開催

ウ 高次脳機能障害に関するリーフレットを作成し、普及啓発を行う。

【相談件数等の推移】

年　度	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数(件)	2,689	3,885	4,788	6,135	5,793
訓練者数(人)	6	9	4	8	9

※拠点病院に入院されている方からの相談も含む

高次脳機能障害支援コーディネーターによる支援体制の構築

【目指す姿】

高次脳機能障害のある方が誰一人取り残されない長野県を実現していくため、拠点病院の枠を超えた「高次脳機能障害支援コーディネーター」を県立総合リハビリテーションセンター（以下、センター）に配置し、地域の支援体制の構築、支援者等の人材育成、障がいへの理解促進を図る。まずは東北信を中心に、モデル的な地域支援体制づくりを行い、全県的に支援の輪を広げるための足掛かりとする。

【現　状】

疾病や事故などにより、記憶障害や社会的行動障害などの高次脳機能障害のある方は、診断が難しく、潜在的な患者さんが多くいると考えられるが、高次脳機能障害支援拠点病院※（以下、拠点病院）の相談支援に繋がった事例は、県内でわずか635人（R7実績、実人数）である。要因として、支援対象者が、拠点病院に来院した患者等に限定されていることや、障がい特性の理解が進んでいないこと、地域における早期発見・支援体制の構築が不十分であること等が考えられる。その結果、多くの高次脳機能障害のある方が支援に結びつかず、本人やその家族の社会進出（就労等）の妨げとなっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

「高次脳機能障害支援コーディネーター」を設置し、以下の 4 つの軸となる活動を通し、地域における支援体制の構築を図る。

（1）支援体制構築 支援体制構築のための連携会議を立ち上げ、支援困難ケースの共有、地域の課題を地域で解決できる体制づくりの検討（連携の場づくり）
（2）専門的相談支援 患者とその家族及び地域支援機関からの相談支援、福祉サービスや就労支援との連携（センター内の職員と連携し、関係者間の調整・支援・アフターフォロー）、拠点病院を利用していない地域の患者・家族の実態の把握、地域課題の洗い出し
（3）支援者養成 高次脳機能障害支援者養成研修の実施による支援者のスキルアップ（報酬加算取得）及び障がい特性の理解の促進
（4）障がいへの理解促進 各拠点病院研修会の開催、リーフレット作成、各関係団体等の訪問（出前講座の実施等）

高次脳機能障害の支援・連携体制の構築に関する調査

高次脳機能障害に対応可能な医療機関	82機関（54 病院、28 診療所）（基準日：R7年 12 月1日）
長野県高次脳機能障害支援者養成研修会修了者の事業所	72施設（R6：35 施設・R7：37施設）

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑳ 失語症者向け意思疎通支援事業

（根拠法令：地域生活支援事業費等補助金交付要綱、障害者総合支援法第 95 条第 2 項第 2 号）

【予算額及び内訳】 207 万 6 千円 （一般財源 61 万 9 千円、国庫補助金(1/2) 56 万 7 千円、諸収入 89 万円）

【予算の主な内容】 事業実施団体への委託料等

【目指す姿】

失語症者とのコミュニケーションについて、一定の知識と技能を有し、失語症者を支援する者である「失語症者向け意思疎通支援者」を養成するとともに、コミュニケーションを支援する者を派遣し、失語症者の福祉の向上を図る。

【現　状】

意思疎通が困難な者に対する支援方法としては手話通訳や要約筆記等すでに一定程度の手法が確立されている一方失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外に第三者による支援が広がっていないため、失語症者のコミュニケーションを支援する者の養成を優先して実施してきたところ、修了者の体制が整ったため、意思疎通支援者の派遣を実施する。

【事業主体】

県（長野県言語聴覚士会に委託して実施）

【事業内容】

1 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び現任者のスキルアップ研修
2 失語症者向け意思疎通支援者指導者の養成
3 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

【実施方法】

1 失語症向け意思疎通支援者養成研修を開催
2 意思疎通支援者を養成する指導者の人数を増やすため、国の指導者養成研修へ県内の言語聴覚士等を派遣。
3 利用申込みのあった失語症者に対し、研修を修了して県の名簿に登録した失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、コミュニケーションの支援等を行う。

【事業概要(障がい者支援課在宅支援係)】

⑤1 医療的ケア児等支援体制強化事業

(根拠法令:医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、児童福祉法、障害者総合支援法、地域生活支援促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】1,856 万 8 千円 (一般財源 577 万 7 千円、国庫 577 万 7 千円、基金 701 万 4 千円)

【予算の主な内容】 事業実施者への委託料、連携推進会議構成員への報償費・旅費

【目指す姿】

個別支援チームによる適切な支援の実践、圏域等の医療的ケア児等コーディネーターを中心とした関係機関の連携や地域づくりを促進し、医療的ケア児等が地域で安心して生活を送ることができるよう多層な支援体制を構築する。

【事業主体】

県(医療的ケア児等支援センター事業は委託して実施)

【現状】

医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等(医療的ケア児等)で、地域で生活、成長する児が増加している。

医療的ケア児等コーディネーターの配置や支援人材の増加、関係機関の連携など支援体制が整備されつつあるが、地域間に差があるなど、支援体制が十分とは言えず、さらなる体制強化が必要である。

【事業内容】

事 業	内 容	概 要
医療的ケア児等支援センター事業	相談支援	・医療的ケア児等及びその家族に対する療養、日常生活、就学、各種公的手続き等に対する相談支援 ・関係機関が受理した相談等への助言及び支援
	関係機関との連絡調整	・保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整 ・地域における医療的ケア児等支援体制の整備の促進
	人材育成	・医療的ケア児等支援者養成研修及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 ・多様な職種に対する医療的ケア児等の支援に関する知識・技術の習得、最新の情報提供など各種研修会の開催 ・支援者の相互連携を促進する連絡会等の開催
	情報収集及び発信	・各地域の状況把握、好事例の収集、資源開拓 等 ・医療的ケア児等支援に関する積極的な情報
医療的ケア児等支援連携推進会議/庁内連携会議	連携促進に向けた会議の開催	・連携促進・支援体制強化に向けた関係機関との情報共有及び協議